

(平成22年9月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	47 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	37 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	67 件
国民年金関係	25 件
厚生年金関係	42 件

第1 委員会の結論

申立人は申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年7月から45年3月まで
② 昭和45年7月から50年3月まで
③ 昭和51年1月から同年3月まで

昭和43年10月ごろに夫が私の国民年金の加入手続を行い、義弟の国民年金保険料は、同年4月から義弟がA市B区に転居するころまで、私の保険料は同年10月から、夫が自身の保険料と一緒に納付してくれていた。

私の国民年金の加入手続をしてくれた夫は、その手続内容、時期及び場所についての記憶は定かではないが、私の国民年金の加入手続後は夫が、納付書を使って、金融機関で国民年金保険料を納付してくれた。

私の申立期間は、すべて夫が夫婦と義弟の3人分の国民年金保険料を一緒に定期的に毎月又は数か月ごとに現年度納付してくれていたもので、申立期間の保険料の納付記録は3人共に同じ納付記録なのに、社会保険事務所(当時)から送られてきた記録は三者三様の納付記録とされており、納付ができない。

結婚後の私の国民年金の手続及び国民年金保険料の納付は、保険料の納付を国民の義務だと考えている夫にすべて一任しており、私の記録に保険料の未納があるとは考えられないので、私の申立期間の納付記録を、もう一度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人は、その夫が納付書を使って金融機関で現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人に係る特殊台帳を見ると、申立期間前後の期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる上、申立期間前後を通じて生活状況に特段の変化は認められず、申立期間の保険料を納付できない理由も見当たらない。

また、申立期間は3か月と短期間である。

申立期間①について、申立人は、その夫が現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立期間に係る申立人、その夫及びその義弟のオンライン記録を見ると、3人共に未納の記録になっていることが確認できる。また、申立期間直前は3人共に納付済みとなっているが、直後については申立人及びその夫のみが納付済みであり、申立人の義弟は未納の記録となっている。

さらに、申立人は、昭和44年*月に子供を出産しており、生活状況に変化が生じていることが推定できる。

したがって、申立人の夫は、昭和44年7月以降については、申立人及びその義弟の国民年金保険料を同時に納付することができなかったと考えるのが自然である。

申立期間②について、申立人はその夫が継続して、現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立期間に係る申立人、その夫及びその義弟の特殊台帳を見ると、申立人の夫は昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料を51年10月に過年度納付していることが確認でき、同年10月まで3人の納付記録は未納であったことが分かる。

また、申立期間は57か月と長期間であり、これだけの長期間連続して行政側の納付記録が欠落するとは考え難い。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付を担当していた申立人の夫は申立期間の保険料を納付書を使用して銀行で納付したこと以外の記憶は無く、申立期間当時の納付状況を確認できない。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年5月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から55年3月まで

結婚前にA県の実家にいた時は、私の両親が国民年金保険料を納めてくれていた。結婚後はB市（現在は、C市）に転入し、両親から続けて保険料を納付するように言われていたが、若かったので年金のことは考えておらず、住所変更手続及び保険料の納付を行っていなかった。

時期は定かでないが、C市又は社会保険事務所（当時）から「国民年金保険料をさかのぼって納めたら受給資格ができる。」という内容のお知らせと、3枚複写になった納付書が2枚又は3枚届いた。当時は夫が経営していた事業所も景気が良く、夫婦二人分の国民年金保険料として40万円から50万円ぐらいを納付した記憶がある。

領収書は処分してしまい残っておらず、さかのぼって納めた期間は覚えていないが、夫の国民年金保険料と一緒に納めているので未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後未納となっていた国民年金保険料について、時期は定かでないが、夫婦二人分の保険料として40万円から50万円ぐらいを特例納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の資格に関する記録を見ると、C市国民年金被保険者名簿の転入住所欄の記録から、昭和55年3月にD市からC市への住所変更手続をしていることが確認できる。この時期は、53年7月1日から55年6月30日まで実施された第三回特例納付の実施期間中であることから、申立期間の国民年金保険料は特例納付により納付することが可能である。

また、申立人の夫の国民年金保険料の納付に関する記録を見ると、特殊台帳から、昭和 55 年 6 月に、35 歳になる 46 年*月から 51 年 12 月までの保険料を特例納付していることが確認できる。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付に関する記録を見ると、婚姻前の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの保険料の納付記録を C 市が把握したのは 56 年 7 月であることが確認できるとともに、当該期間の納付記録が D 市を管轄する社会保険事務所から C 市を管轄する社会保険事務所に進達されたのは 55 年 8 月 15 日であることが特殊台帳から確認できる上、申立人の 45 年 1 月から 49 年 3 月までの脱退手当金受給期間及び 39 年 5 月から 40 年 10 月までの厚生年金保険被保険者期間については、それぞれ 60 年 3 月と平成 12 年 11 月に記録が追加されたことがオンライン記録から確認できる。これらのことを踏まえると、申立人が住所変更手続を C 市で行った昭和 55 年 3 月の時点では、同市は申立人の上記期間の年金加入状況を把握することができなかったと推測でき、申立人についても夫と同様に年金受給資格を満たすために、申立人が 35 歳になる 50 年*月から 55 年 3 月までの保険料の納付が勧奨されていたとしても不自然ではない。

加えて、申立人は夫婦二人分の国民年金保険料として 40 万円から 50 万円ぐらいを納付したと陳述しているところ、申立人がその夫と同じように受給資格を確保するため 35 歳までさかのぼって特例納付及び過年度納付したとすると、その保険料額は 20 万 6,960 円となり、夫の特例納付保険料 25 万 2,000 円を合わせると 45 万 8,960 円となることから、申立人の陳述とおおむね一致する。

このほか、申立期間に続く昭和 55 年 4 月以降、夫婦が 60 歳に到達するまでの間、数回の過年度納付があるものの未納は無く、夫婦の国民年金保険料の納付日は同じであることから、同一の納付行動がとられていたことがうかがえ、50 年 5 月から 55 年 3 月までの保険料についても、申立人は、夫と同じように特例納付及び過年度納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 5 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月及び同年3月の付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月及び同年3月

私は、昭和51年12月ごろに国民年金に任意加入し、同時に付加年金にも加入した。国民年金保険料は定期的に私自身が銀行で納付書により納めていた。任意で加入したのに途中の2か月だけ納付しないわけがなく、未納とされていることに納得がいかない。記録を納付済みに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録によると、申立人は国民年金加入期間（第3号被保険者期間180か月を含む）292か月のうち、申立期間を除く290か月の国民年金保険料を納付しているほか、そのうち任意加入期間の110か月については、定額保険料に加えて付加保険料も納付していることが確認できることから、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人に係る特殊台帳及び申立人が所持する年金手帳によると、申立人は、昭和51年12月27日に国民年金に任意加入すると同時に付加年金に加入していることが確認できる。

さらに、申立期間は2か月間と短期間であり、申立人に係る特殊台帳によると、前後の期間については現年度納付していることが確認できる上、申立期間においても付加年金の申出が継続していたことが同台帳及び当該年金手帳から確認でき、手元に納付書がありながら納付意識の高い申立人が申立期間の国民年金保険料のみ未納のまま放置していたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年1月から同年3月まで

私は、両親から国民年金は国民の義務であり、自分の将来のためであると教えられ、母が、当時両親の国民年金保険料を徴収に来ていた集金人に依頼して、私の国民年金の加入手続を行い、保険料についても、結婚後、私が夫婦の保険料を納付するようになるまで、母が両親の保険料と一緒に集金人に納付してくれていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年4月に払い出されていることから、このころに申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定され、同年1月11日までさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得している。したがって、加入手続が行われた時点において、申立期間の国民年金保険料は、集金人に納付が可能な現年度保険料である。

また、申立人は、結婚前の国民年金保険料については、申立人の母親が申立人の両親の保険料と一緒に納付してくれていたと申し立てしているところ、両親については、それぞれ国民年金被保険者の資格を取得した昭和37年10月以降、60歳期間満了までの保険料を完納するとともに、申立人についても、申立期間直後の43年4月から、申立人が結婚後、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得する直前の平成元年2月までの国民年金被保険者期間において、保険料をすべて納付していることから、母親及び申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は3か月間と短期間である上、申立期間は、申立人の両親共に国民年金保険料を納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から同年12月までの期間、59年4月から同年6月までの期間及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年7月から同年12月まで
② 昭和59年4月から同年6月まで
③ 昭和59年9月

私は、20歳のころに国民年金に加入し、国民年金保険料については、納付書により郵便局等で納付できるようになるまで、申立期間①を含めて、私が3か月ごとにA市B区役所の窓口に出向き、現金で納付していた。

また、昭和59年には、仕事の関係で一時期C市に転出したことがあるが、申立期間②の国民年金保険料は、転出前にB区の納付書で納付し、C市でも保険料を納付したはずである。B区に再転入した時は、転入手続が遅れたため、手続後にC市の保険料をまとめて納付している。

申立期間がそれぞれ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、満20歳に到達した昭和44年*月から、申立人が事業不振のため国民年金保険料の納付が困難になったとする前の平成6年11月までの国民年金被保険者期間において、申立期間①、②及び③を除き、保険料を完納していることから、この間における申立人の納付意識の高さがうかがえる。

そこでまず、申立期間①について、申立人は、当該期間中の昭和49年11月に同じB区内で転居しているところ、当時は、申立人自身が区役所窓口に出向き、現金で国民年金保険料を納付していたと申し立てている上、当時、A市の各区役所では、そのような取扱いがなされていたことが確認されていることから、この場合、申立人の転居が未納の要因となることは考え難い。

また、申立期間①は6か月間と短期間であり、前後の期間については、現

年度により国民年金保険料を納付済みであることなどを踏まえると、納付意識の高い申立人が、当該期間の保険料のみを区役所窓口で納付しない理由は見当たらない。

次に、申立期間②及び③について、申立人は、申立期間②の昭和 59 年 6 月に B 区から C 市に転出し、申立期間③直後の同年 10 月に B 区に再転入していることが、申立人の特殊台帳及び住民票の記載により確認できるところ、申立人は、申立期間②の国民年金保険料については、転出前に B 区の納付書で納付したと申し立てており、申立人の特殊台帳を見ると、同台帳は、C 市へ転出した 2 か月後の同年 8 月に同市を管轄する D 社会保険事務所(当時)へ移管されるとともに、B 区へ再転入した 7 か月後の 60 年 5 月に同区を管轄する E 社会保険事務所(当時)へ移管されたことが記載されていることから、申立期間②の保険料が、この間、同台帳の納付記録に反映されなかった可能性も否定できない。

また、申立期間②直後の昭和 59 年 7 月及び申立期間③直前の同年 8 月の 2 か月の国民年金保険料は、特殊台帳の納付印の形状からすると、C 市で納付されたものと推認されることから、当時、C 市においても、基本的に保険料の納付単位は 3 か月であるとされていることから、当該保険料の納付は、申立期間③を含めた 3 か月の保険料であったとみるのが自然である。

さらに、特殊台帳によると、申立期間③直後の昭和 59 年 10 月から同年 12 月までの期間について、60 年 5 月に国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるところ、この時点において申立期間②及び③の保険料が未納であれば、時効にかからず一緒に過年度納付することが可能であったものと考えられるほか、申立期間③直後の当該期間は、特殊台帳では過年度による保険料納付済期間であるが、オンライン記録では現年度による保険料納付済期間とされている上、これに続く同年 1 月から同年 3 月までの期間についても、特殊台帳では保険料の未納期間とされているが、オンライン記録では過年度による保険料納付済期間となっており、明らかに特殊台帳とオンライン記録の間に納付記録の相違がみられることから、特殊台帳からオンライン記録への切替時において、申立期間②及び③を含む昭和 59 年度の事務処理に不手際があったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月
② 昭和53年1月から同年3月まで

私は、昭和45年3月に会社を退職後、国民年金に加入し、私の国民年金保険料については、53年4月に結婚して、A市からB市C区に転居するまで、母が集金人に納付し、結婚後は元夫が金融機関で納付してくれていた。

結婚後の申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年4月に結婚し、A市からB市C区に転居していることが戸籍及びその附票により確認できるとともに、その3か月後の同年7月に申立人の被保険者台帳が同区を管轄する社会保険事務所(当時)に移管されていることから、申立人の国民年金に関する住所変更手続等が適切に行われていたことがうかがえる上、転居した月である申立期間①直後の同年5月以降、申立人が第3号被保険者の資格を取得する直前の61年3月まで、申立期間②を除き、国民年金保険料をすべて現年度納付している。

また、申立期間①及び②当時のB市における国民年金保険料の納付単位は基本的に3か月であることから、申立期間①の1か月の保険料のみが未納期間となることは不自然であるほか、申立期間②は3か月と短期間である上、前後の期間は保険料を納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から54年3月まで
昭和53年に国民年金の加入手続を行い、その後、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。
申立期間の夫の国民年金保険料は納付済みとされているのに、私の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、同年7月10日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の保険料を現年度納付することは可能である。

また、オンライン記録を見ると、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、昭和62年4月からは前納を行うなど、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人が所持する領収証書及び特殊台帳を見ると、昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料について、国民年金の加入当初の同年6月10日に過年度納付していることが確認でき、納付の意思をもって加入手続を行った納付意識の高い申立人が、当該過年度納付のみを行い、現年度納付可能な申立期間の保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 4732 (事案 1342 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの期間及び54年4月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月から45年3月まで
② 昭和54年4月から55年3月まで

申立期間①については、母が私の国民年金の加入手続を行い、その後、自分たち夫婦の国民年金保険料と一緒に納付してくれていた。昭和49年1月に結婚した後も母が保険料を納付してくれていたが、53年7月に妻が国民年金の加入手続を行ってからは、妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。

母は、長男である私に対して、ほかの兄弟より何事も優先しており、また、しっかりした人でもあったので、私の国民年金についても積極的であったと妹は証言している。

両親の申立期間①の国民年金保険料はいずれも納付済みとされていることから、申立期間①の保険料が未納とされていることは納得できない。

申立期間②については、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたが、妻の保険料が納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることは納得できないとして、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、平成21年1月9日付けで年金記録の訂正は必要ではないとの通知を受けた。

しかし、その後、当時の資料を探したところ、昭和53年の所得税確定申告書の控えが見つかり、また、その資料などに基づき夫婦で当時の事実関係について整理したところ、申立期間②の国民年金保険料の納付について、具体的に思い出したので、改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る申立てについては、申立人は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと申し立てているが、特殊台帳を見ると、当時における夫婦の保険料の納付状況は必ずしも同一では無く、申立内容と符合せず、また、申立人は保険料納付に関与しておらず、申立人が申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかったことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 1 月 9 日付けで申立期間②に係る年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

そこで、申立人は、国民年金保険料の納付を示す新たな資料として、昭和 53 年の所得税確定申告書の控えを提出したが、申立期間②の保険料については、54 年及び 55 年の所得税確定申告書の控えに記載されるものであり、この資料については、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料と認めることはできない。

しかし、申立人は、夫婦で経営する自営業が多忙の中、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関に出向き納付していたこと、及び妻は申立人の保険料納付を優先し、妻の保険料は納付時期が遅れることはあったものの自発的に未納の解消を行っていたことを具体的に陳述しているところ、特殊台帳及びオンライン記録を見ると、妻の昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの期間、申立期間②のうち、54 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 56 年 1 月から同年 3 月までの期間については、妻の保険料は過年度納付されており、未納催告の事跡も見当たらないことから、陳述内容と符合している。

また、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間②前後の国民年金保険料は現年度納付されている一方、申立期間②について未納催告の事跡が確認できないことから、申立人の保険料について未納の無いように注意を払っていた申立人の妻が 12 か月と短期間である申立期間②の現年度保険料のみを未納のまま放置したとは考え難い。

申立人は、今回の申立てにおいて、母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料について、夫婦二人分を一緒に納付してくれていたとの主張を加えている。

そこで、申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A 市 B 区において、昭和 44 年 9 月 17 日から同年 12 月 23 日までの間に職権で払い出されたと推認され、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間①のうち、同年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、現年度納付することは可能である。

また、オンライン記録を見ると、申立人の両親は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から 60 歳に至るまでの国民年金保険料を完納していることが確認でき、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人の両親の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和 36 年 12 月 25 日に払い出されているところ、オンライン記録を見ると、年度当初であ

る同年4月からの国民年金保険料を納付していることが確認できることから、納付意識の高い母親が、自宅に来る集金人に自分たち夫婦の保険料を納付しながら、申立期間①のうち、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和44年度の当初である昭和44年4月から45年3月までの申立人の現年度保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間①のうち、昭和43年2月から44年3月までの国民年金保険料については過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、当該期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の両親の国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録を見ると、納付を担っていたとする母親は、昭和36年12月に父親と連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受け、申立期間中も自分たち夫婦の国民年金保険料の納付を続けていたが、同居していた申立人の国民年金への加入手続は、昭和43年2月時点では行われず、その後、職権による国民年金手帳の交付を受けて初めて行われていることから、母親が申立人の国民年金について積極的であったとする妹の証言内容と符合せず、母親が、当該期間の過年度保険料まで納付していた事情を見いだすことはできなかった。

加えて、申立人は、申立期間①当時の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、それを担っていた母親も既に他界しており、当該期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの期間及び54年4月から55年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から49年3月まで
国民年金の加入については、当時の勤務先の社長夫人の妹に勧められ、昭和48年ごろに、自分自身でA市役所に出向き、手続を行った。
申立期間の国民年金保険料については、加入手続の際に発行してもらった納付書を持って、勤務先近くのB郵便局で納付していたはずである。
国民年金保険料の納付書の様式についてははっきりとは覚えていないが、保険料を納付すると納付書にスタンプを押してくれていた。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において、昭和49年3月4日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、オンライン記録を見ると、申立人は国民年金加入以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付済みである。

さらに、申立人は、昭和56年5月から59年2月までの期間については、夫が厚生年金保険被保険者であったことから、任意加入被保険者資格への種別変更手続を適切に行っており、また、平成14年10月から15年6月までの免除期間の国民年金保険料については、後に追納するなど、納付意識の高さがうかがえる。

加えて、申立期間は11か月と短期間であり、納付の意思を持って国民年金に加入した納付意識の高い申立人が、納付可能な申立期間の国民年金保険料のみ未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和42年4月から同年6月まで

私は、独身のころから年金は重要だと思っていたので、結婚後、国民年金制度が発足したときにA市B区役所又は同市C区役所で国民年金の加入手続を行い、毎月、区役所で国民年金保険料を納付してきた。

夫と経営していた会社を昭和42年7月に法人化するまで、A市B区、同市C区、D市及びA市E区と転居を繰り返したが、国民年金保険料は確実に昭和36年4月以降納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、D市において、昭和51年10月30日に払い出されたと記録されているものの、日本年金機構は、直近の手帳記号番号及び申立人の納付状況などから、41年4月ごろに払い出された可能性があるとは回答しており、この手帳記号番号の払出時点からみて、申立期間②の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立人は、結婚後、夫と共に経営していた会社は、昭和42年7月から法人化し厚生年金保険の適用を受けるなど経営状況は順調で、申立期間②の国民年金保険料の納付が困難な経済状況ではなかったとしている。

さらに、納付記録を見ると、申立期間②直前の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については現年度納付しており、また、資格記録を見ると、申立期間②直後の同年7月からは、自身が経営する会社で厚生年金保険被

保険者資格を取得していることから、3か月と短期間である申立期間②の保険料を未納まま放置したとは考え難い。

一方、申立期間①について、申立人は、国民年金制度発足時にA市B区役所又は同市C区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を毎月、区役所窓口で納付したと申し立てているものの、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、D市において、昭和41年4月ごろに払い出されていることから、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間①のうち、36年4月から38年12月までの保険料は、制度上、納付することはできず、また、39年1月から41年3月までの保険料については過年度保険料となり、区役所で納付することはできない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①について、自身で国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ってきたとする一方、昭和42年7月までの間に転居を繰り返したとも陳述しており、国民年金の加入手続、住所変更手続、保険料の納付方法及び納付金額等についての記憶が明確でなく、申立人から申立期間①の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年4月5日から36年1月5日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA船（船舶所有者は、B社）における資格取得日に係る記録を34年4月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、昭和36年11月25日から37年2月3日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA船（船舶所有者は、C社）における資格取得日に係る記録を36年11月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、昭和37年9月30日から同年10月1日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA船（船舶所有者は、C社）における資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年3月6日から36年1月5日まで
② 昭和36年11月25日から37年2月3日まで
③ 昭和37年9月30日から同年10月1日まで

船員保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A船で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①は、昭和 34 年 3 月 6 日から勤務したと船員手帳に記録されているのに、船員保険の加入記録は 36 年 1 月 5 日からしかない。

申立期間②は、昭和 36 年 11 月 25 日から勤務したと船員手帳に記録されているのに、船員保険の加入記録は 37 年 2 月 3 日からしかなく、また、同年 9 月末日まで勤務したのに同年 9 月の加入記録が無い（申立期間③）。

船員手帳に勤務を確認できる記録が有るので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が保管する船員手帳の記録から、申立人が申立期間に A 船（船舶所有者は、B 社）で勤務していたことが確認できる。

しかし、A 船が船員保険の適用事業所となったのは昭和 34 年 4 月 5 日であり、申立期間のうち同日以前は適用事業所ではない。

一方、A 船が船員保険の適用事業所となった日に同船で被保険者資格を取得している元従業員（D 職）は、「A 船の運航に必要な乗務員数は 5 人から 7 人であった。」と陳述しているところ、同船に係る船員保険被保険者名簿を見ると、申立期間に被保険者資格の有る者は 4 人から 6 人であることが確認できることから、当時、同船では、ほぼすべての乗務員を船員保険に加入させる取扱いであったものとみられる。

また、申立人は、申立期間の前に、A 船と同一船主の E 船で勤務しているが、同船においては、船員手帳の乗船期間と船員保険の加入期間は一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、A 船が船員保険の適用事業所となった昭和 34 年 4 月 5 日から 36 年 1 月 5 日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 船における昭和 36 年 1 月の社会保険事務所の記録及びほかの元従業員の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 船が昭和 40 年に船員保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の船主も既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和 34 年 3 月 6 日から同年 4 月 5 日までの期間については、上記のとおり A 船が船員保険の適用事業所となったのは同年 4

月5日であり、申立期間のうち同日以前は適用事業所ではない上、申立期間当時の船舶所有者は既に死亡しており、当該期間の申立人に係る保険料控除の状況について確認できないことから、申立人が当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②についても、申立人が保管する船員手帳の記録から、申立人が申立期間にA船（船舶所有者は、C社）で勤務していたことが確認できる。

また、申立期間にA船で被保険者資格の有る元従業員（D職）は、「A船の運航に必要な乗務員数は5人から7人であった。」と陳述しているところ、同船に係る船員保険被保険者名簿を見ると、申立期間に被保険者資格の有る者は3人であり、申立期間における同船の運航は確認できないものの、ほかの元従業員の船員保険記録から、申立期間に同船で船員として雇用されていた者全員が船員保険に加入していたとみられることから、船員手帳の記録により勤務が確認できる申立人も船員保険対象者として船員保険料を控除されていたと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA船における昭和37年2月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A船が昭和40年に船員保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の船主も既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間③については、申立人が保管する船員手帳において、申立人のA船（船舶所有者は、C社）における雇止年月日は昭和37年10月1日、雇止理由は「合意下船」と記録されていることから、申立人が申立期間も同船で勤務していたことが確認できる。

また、A船に係る船員保険被保険者名簿において、申立人を含む全従業員の資格喪失日を見ると、喪失日が1か月のうち特定の日に集中している状況は見られず、月末に喪失している者は23人のうち2人であることから、特に末日喪失の処理が行われていた等の状況はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA船における昭和37年8月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A船が昭和40年に船員保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の船主も既に死亡していることから不明であるものの、事業主が資格喪失日を37年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成6年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月26日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には申立期間から継続して勤務していた。厚生年金保険料の控除が分かる給与支払明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与支払明細書及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成8年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月1日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間も継続して同社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与明細書及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社は平成8年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日付けで申立人が被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社は7年に設立された株式会社であり、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが認められることから判断すると、申立期間当時、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、A社は適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成11年12月から14年12月までは20万円、15年1月は22万円、同年2月から同年6月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月1日から15年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

申立期間のうち平成15年6月分の給与明細書を所持しており、申立期間は約20万円の給与を受け取っていたので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成15年6月の申立人の標準報酬月額については、申立人保管の給与明細書（平成15年6月分）の保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成15年1月から同年5月までの期間については、前述の給与明細書の「年間社会保険料額」及びA社提出の雇用保険被保険者離職証明書記載の賃金額から、同年1月は、22万円、同年2月から同年5月までは24万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成11年12月から14年12月までの期間については、申立人保管の預金通帳で確認できる給与振込額から、当該期間は、標準報酬月額20万円から24万円に相当する給与が支給されていたと推認される。ところ、オンライン記録において、申立人と同時期の11年12月に、随時改定により標準報酬月額が減額されている複数の同僚のうちの1人が保管する給与明細書（申立期間に重複する平成11年12月から13年9月（資格喪失月）までの分）において、同人は、随時改定後も随時改定前の標準報酬月額に見合う保険料額が引き続き控除されていることが認められることから、申立人も当該同僚と同じ扱いを受けていたことが推認される。

加えて、当該同僚を含む4人の同僚が「事業主が故意に標準報酬月額を低く届け出た。」と陳述しており、また、管轄の社会保険事務所の資料により、申立期間当時、A社が厚生年金保険料を滞納していたことも確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、平成11年12月の随時改定前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額は20万円とするのが相当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、上記の給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主はオンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成12年8月から13年2月までは18万円、同年3月は16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年8月1日から13年4月1日まで

ねんきん定期便により、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低く記録されていることが分かった。申立期間の保険料控除額が確認できる給料支払明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額及び報酬月額から、平成12年8月から13年2月までは18万円、同年3月は16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務過誤によりオンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないとしていること

から、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和22年6月1日から24年8月18日までの期間については、事業主は、申立人が22年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和22年6月から23年7月までは600円、同年8月から同年11月までは1,500円、同年12月から24年7月までは4,500円とすることが必要である。

申立人は、申立期間のうち、昭和26年4月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和26年4月1日）及び資格取得日（昭和26年7月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年6月1日から24年8月18日まで
② 昭和26年4月1日から同年7月1日まで

社会保険事務所に夫の厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も同社にB業務従事者として継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録によると、申立人は、C社（後に、

A社と名称を変更。)において昭和22年5月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年6月1日に資格を喪失後、24年8月18日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間当時の同僚である申立人の妻の陳述から判断して、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、昭和22年6月1日以前は、年収が制限額を超えると、制度上健康保険に加入できず、厚生年金保険にのみ加入することとされていたところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が同年6月1日に資格を喪失した旨が記載されているページを見ると、申立人を含む15人全員が、同年6月1日以前において、制限額を超える標準報酬月額であり、健康保険整理番号が記載されていない上、同年6月1日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、当該被保険者名簿によると、当該15人のうち申立人及び1人を除く13人は、資格を喪失した日と同一日の昭和22年6月1日に資格を再取得し、健康保険整理番号も付されている。

これらのことから、年収が制限額を超えるために健康保険に加入していなかった者が、昭和22年6月1日に当該制限が撤廃されたことに伴って同日から健康保険に加入するに当たって、事業主は、当該従業員の厚生年金保険の被保険者資格を同日付けでいったん喪失させ、同日に資格を再取得させていたものと考えられる。

一方、当該被保険者名簿において、申立人及び同僚1人は、昭和22年6月1日に資格を再取得していない(申立人は昭和24年8月18日に再取得、当該同僚は23年7月1日に再取得している。)ことが確認できるところ、オンライン記録によると、当該同僚は、上記の13人と同様に資格喪失日と同一日の同年6月1日に資格を再取得していることが確認できることから、申立期間のA社における社会保険事務所の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和22年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和22年5月及び24年8月の社会保険事務所の記録並びに申立人と同年代である元従業員の同社における社会保険事務所の記録から、22年6月から23年7月までは600円、同年8月から同年11月までは1,500円、同年12月から24年7月までは4,500円とすることが妥当である。

申立期間②については、自身も申立人と同じB業務従事者であったとする元従業員の陳述から判断して、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、当該元従業員は、「申立人は、ずっとB業務従事者として勤務していたと思う。」と陳述しており、申立人の申立期間における勤務形態及び業務内容に変更があったことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、昭和26年4月1日に被保険者資格を喪失し、同年7月1日に資格を再取得している者は申立人のほかに見当たらず、大半の元従業員が申立期間も継続して厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和26年3月及び同年7月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も連絡先不明であるため明らかでないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年4月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年8月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月1日から同年8月6日まで

私は、昭和44年2月3日から48年8月5日まで、A社で勤務し、B業務に従事していた。

しかし、社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の記録を確認したところ、A社における資格喪失日が昭和48年1月1日とされており、申立期間の加入記録が無いとの回答であった。

昭和48年8月6日から、A社の関連会社に転籍したが、その前日まではA社において継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚から、「申立人は、昭和48年8月上旬に関連事業所へ転籍したが、その前日までは、A社において正社員として勤務し、B業務に従事していた。」旨の陳述が得られたことから判断すると、申立人は、申立期間において同社で継続して勤務していたことが認められる。

また、上記同僚からは、「申立人及び申立人と一緒に転籍した同僚の二人は、転籍するまではA社で勤務しており、その業務内容、勤務時間等に変化は無かったのに、厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているのは、何かの間違いと考えられる。」旨の陳述が得られた。

さらに、申立人は、「申立期間中の給与は、A社から支給され、被保険者記

録のある申立期間の前と比べ、給与手取額に変化は無かった。また、一旦給与から控除された厚生年金保険料を後に返金された記憶も無い。」と陳述しているところ、申立人と一緒に、A社から関連事業所に転籍した同僚からも、これと符合する陳述が得られた。

加えて、申立期間当時、A社においては、申立人及び申立人と一緒に転籍した上記同僚以外に4人勤務していたが、これら4人には、いずれも同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中も引き続き厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、申立人等2人のみが、同社において同様に給与を支給されながら、厚生年金保険料の控除が継続しなかった特段の事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年12月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は休業している上、当時の事業主も既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和18年9月10日から19年2月18日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店の船舶「C船」における資格喪失日に係る記録を同年2月18日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を35円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年9月10日から19年2月18日まで
② 昭和19年3月31日から同年4月18日まで

夫は、D学校を卒業した昭和16年4月にA社に入社し、20年6月にE組織に入会するため退職した。

A社では、F県にあったB支店のG部門に所属し、「C船」と「H船」に乗っていた。しかし、社会保険事務所(当時)に夫の船員保険の加入記録を確認したところ、申立期間の加入記録は無いとの回答であった。

申立期間は、退職することなく船員として勤務していたはずであるので、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚から、「申立人とは『C船』において、申立期間も一緒に船長の下で乗船し勤務していた。」旨の陳述が得られたこと、及び申立人自筆の履歴書の記載内容などから判断すると、申立人は、申立期間において、A社B支店の「C船」に船員として乗っていたことが認められる。

また、A社B支店の「C船」に係る船員保険被保険者名簿で氏名が確認できる同僚は、「私が『C船』でI職として乗船していたすべての期間の船員保険

加入記録があるのに、同じI職として一緒に乗船していた申立人が昭和18年9月10日に資格を喪失した記録となっているのはおかしい。申立人も私と同じA社の社員として乗船していたので、申立人は、申立期間も継続して船員保険料を給与から控除されていたと思う。」旨を陳述している。

さらに、上記被保険者名簿によると、当時、「C船」の船長であった者やほかの船員は、いずれも申立期間当時は船員保険被保険者であったことが確認できる。

これらを含めて判断すると、申立人は、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和18年8月の社会保険事務所の記録から、35円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②について、上記の申立人自筆の履歴書及びA社B支店の「H船」に係る船員保険被保険者名簿において、摘要欄に「昭和19年3月31日より平水区域に変更、同年4月17日平水区域より沿海区域に変更」との記載が確認できることから判断すると、申立人は、当時、「H船」に船員として乗っていたことが推認される。

しかしながら、上記のとおり、H船は、申立期間において「平水区域」を航行していたと記載されているところ、船舶安全法施行規則第1条6項によると、「平水区域とは、湖、川及び港内等の水域」とされ、平水区域のみを航行する船舶の船員は、船員法第1条2項2号及び船員保険法第17条により、船員保険の被保険者として取り扱われない旨が規定されている。

したがって、申立期間②は、H船の船員が船員保険の被保険者として取り扱われていなかった期間に当たり、このことは、上記被保険者名簿において、申立期間中に船員保険の被保険者資格を継続している船員が船長を含め見当たらないこととも符合している。

他方、上記のとおり、申立人は申立期間を含めA社B支店に勤務していたことが推認されることから、同社では、申立人が船員保険に未加入であった申立期間において、厚生年金保険に加入させていた可能性も考えられる。

しかし、上記船員保険被保険者名簿において、申立人と同時期に船員保険の被保険者資格を喪失している9人（このうち7人は、申立人と同時期に被保険

者資格を再取得。)のオンライン記録を確認したものの、いずれも申立期間において厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

また、A社は、当時の資料が無く、申立人の申立期間における船員保険料及び厚生年金保険料の控除については不明であると回答しているほか、H船の同僚も既に亡くなっているか、所在が不明であることから、申立人の申立期間における保険料控除について事情照会することはできず、確認することはできなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間②における被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間②における船員保険料及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者及び厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7612

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和47年9月21日に訂正するとともに、同社C支店における資格取得日に係る記録を同年9月21日に訂正し、同年9月及び同年10月の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月21日から同年11月21日まで
私は、昭和47年3月21日からA社に継続して勤務している。

しかしながら、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間が空白とされている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の人事所属歴情報、継続勤務証明書及び同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し(昭和47年9月21日にA社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和47年9月及び同年10月の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和47年11月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人のA社における平成16年7月28日の標準賞与額に係る記録を18万4,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月28日

私は、A社において、平成16年7月28日に賞与を支給されたが、社会保険事務所(当時)の記録によると、当該期間における標準賞与額の記録が無い。同社に問い合わせたところ、社会保険事務所への届出を行わなかったため、年金記録に反映されていないと回答があった。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与台帳により、申立人は、平成16年7月28日に18万4,000円の賞与を支給されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2に基づく、育児休業期間中(平成16年5月5日から17年3月8日まで)の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第81条の2に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、当該育児休業期間中である申立期間に係る賞与支払届が提出されていない場合であっても、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主提出の賞与台帳における賞与額から、18万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人のA社における平成16年7月28日の標準賞与額に係る記録を17万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月28日

私は、A社において、平成16年7月28日に賞与を支給されたが、社会保険事務所(当時)の記録によると、当該期間における標準賞与額の記録が無い。同社に問い合わせたところ、社会保険事務所への届出を行わなかったため、年金記録に反映されていないと回答があった。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与台帳により、申立人は、平成16年7月28日に17万8,000円の賞与を支給されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2に基づく、育児休業期間中(平成16年6月9日から17年4月12日まで)の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、厚生年金保険法81条の2に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われなことから、たとえ、当該育児休業期間中である申立期間に係る賞与支払届が提出されていない場合であっても、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主提出の賞与台帳における賞与額から、17万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人のA社における平成17年7月25日の標準賞与額に係る記録を3万1,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月25日

私は、A社において、平成17年7月25日に賞与を支給されたが、社会保険事務所(当時)の記録によると、当該期間における標準賞与額の記録が無い。同社に問い合わせたところ、社会保険事務所への届出を行わなかったため、年金記録に反映されていないと回答があった。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与台帳により、申立人は、平成17年7月25日に3万1,000円の賞与を支給されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2に基づく、育児休業期間中(平成17年1月22日から同年10月31日まで)の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第81条の2に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、当該育児休業期間中である申立期間に係る賞与支払届が提出されていない場合であっても、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主提出の賞与台帳における賞与額から、3万1,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人のA社における平成17年12月20日の標準賞与額に係る記録を11万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月20日

私は、A社において、平成17年12月20日に賞与を支給されたが、社会保険事務所(当時)の記録によると、当該期間における標準賞与額の記録が無い。同社に問い合わせたところ、社会保険事務所への届出を行わなかったため、年金記録に反映されていないと回答があった。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与台帳により、申立人は、平成17年12月20日に11万円の賞与を支給されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2に基づく、育児休業期間中(平成17年9月20日から18年7月24日まで)の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第81条の2に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、当該育児休業期間中である申立期間に係る賞与支払届が提出されていない場合であっても、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主提出の賞与台帳における賞与額から、11万円とすることが妥当である。

大阪厚生年金 事案 7617

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人のA社における平成19年7月25日の標準賞与額に係る記録を6万9,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月25日

私は、A社において、平成19年7月25日に賞与を支給されたが、社会保険事務所(当時)の記録によると、当該期間における標準賞与額の記録が無い。同社に問い合わせたところ、社会保険事務所への届出を行わなかったため、年金記録に反映されていないと回答があった。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与台帳により、申立人は、平成19年7月25日に6万9,000円の賞与を支給されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2に基づく、育児休業期間中(平成19年2月20日から同年12月24日まで)の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第81条の2に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、当該育児休業期間中である申立期間に係る賞与支払届が提出されていない場合であっても、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主提出の賞与台帳における賞与額から、6万9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人のA社における平成19年12月21日の標準賞与額に係る記録を24万4,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月21日

私は、A社において、平成19年12月21日に賞与を支給されたが、社会保険事務所(当時)の記録によると、上記期間における標準賞与額の記録が無い。同社に問い合わせたところ、社会保険事務所への届出を行わなかったため、年金記録に反映されていないと回答があった。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与台帳により、申立人は、平成19年12月21日に24万4,000円の賞与を支給されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2に基づく、育児休業期間中(平成19年11月17日から20年9月20日まで)の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第81条の2に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、当該育児休業期間中である申立期間に係る賞与支払届が提出されていない場合であっても、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主提出の賞与台帳における賞与額から、24万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月28日は6万7,000円、同年12月20日は3,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月28日
② 平成16年12月20日

私は、A社において、平成16年7月28日及び同年12月20日に賞与を支給されたが、社会保険事務所(当時)の記録によると、当該期間における標準賞与額の記録が無い。同社に問い合わせたところ、社会保険事務所への届出を行わなかったため、年金記録に反映されていないと回答があった。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与台帳により、申立人は、平成16年7月28日は6万7,000円、同年12月20日は3,000円の賞与を支給されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2に基づく、育児休業期間中(平成16年7月10日から17年5月13日まで)の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第81条の2に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、当該育児休業期間中である申立期間に係る賞与支払届が提出されていない場合であっても、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主提出の賞与台帳における賞与額から、平成16年7月28日は6万7,000円、同年12月20日は3,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成7年10月は38万円、同年11月から8年7月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月から8年7月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額より低い額とされていることが分かった。申立期間当時の給与明細書を提出するので、申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成7年10月は38万円、同年11月から8年7月までは41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、正しい届出を行っていなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の

告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録を、平成5年7月から6年3月までは38万円、同年4月から8年7月までは26万円、同年8月から9年2月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から9年3月31日まで
社会保険事務所の職員から、申立期間の標準報酬月額が20万円になっている旨の説明を受けた。

申立期間当時は、A社でB業務に従事していた。社会保険の届出及び給与計算などは担当しておらず、自分の標準報酬月額が20万円になっていることは全く知らなかった。当時受け取っていた給与の額に比べ標準報酬月額が低額となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成5年7月から6年3月までは38万円、同年4月から8年7月までは26万円、同年8月から9年2月までは41万円と記録されていたところ、同社が適用事業所に該当しなくなった日（平成9年3月31日。申立人も同日付けで被保険者資格を喪失。）より後の同年4月8日付けで、5年7月1日に遡^{そきゅう}及して20万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人が所持する平成8年6月から9年2月までの給与明細書を見ると、訂正前の標準報酬月額におおむね相当する額の給与が支給されており、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人は、A社の取締役であったことが商業登記簿謄本で確認できるものの、同社の元事業主は、「申立人は当社のB業務担当の役員だった。」とし

ており、元経理担当者も「申立人は、社会保険の届出事務及び給与計算などに関与していない。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成9年4月8日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について5年7月1日までさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た額（平成5年7月から6年3月までは38万円、同年4月から8年7月までは26万円、同年8月から9年2月までは41万円）に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月1日から8年8月1日まで

ねんきん定期便を見たところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より低額であることが分かった。申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する44万円と記録されていたところ、平成8年2月28日付けで、7年9月1日にさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録では、A社における申立人以外の被保険者24人中22人についても、標準報酬月額の記録が、申立人と同様に、平成8年2月28日付けで7年9月1日にさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人が所持する申立期間の給与明細書（平成8年3月分を除く。）を見ると、訂正前の標準報酬月額である44万円に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、A社の元事業主は、「申立期間当時は経営状態の悪化により厚生年金保険料を滞納していたので、社会保険事務所に相談したところ、標準報酬月額をさかのぼって下方修正することを助言され、そのとおりに行った。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成8年2月28日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実に即したものと考え難く、申立人について7年9月1日にさか

のぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無いことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届出た 44 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年3月22日、資格喪失日に係る記録を同年6月3日とし、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月22日から同年6月3日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

A社には姉と同一日に入退社し、全く同じ雇用形態、業務内容で勤務していたのに、姉には厚生年金保険の記録が有るが、私には無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が同僚とする複数の者の被保険者記録が確認できる上、申立人及びその姉の陳述から判断すると、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同一日にA社に入退社し、雇用形態及び従事した業務が全く同じであったとする申立人の姉については、前述の被保険者名簿において、申立期間に係る昭和47年3月22日から同年6月3日までの被保険者記録が確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿に被保険者記録の有る一人は、「A社では、試用期間などは無く、入社と同時に厚生年金保険に加入した。」と陳述しており、同人が記憶している申立期間当時の従業員数と同名簿上の被保険者数はおおむね一致していることから、申立期間当時、同社では、ほぼすべての従業員が

厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の姉のA社における申立期間の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が既に亡くなっているため、申立期間当時の状況は不明であるが、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年3月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成15年9月1日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月31日から同年9月1日まで

私は、平成14年4月26日から15年8月31日までの期間、A社に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年9月1日とされるべきところ、同年8月31日とされている。

私が保管している離職当時の雇用保険被保険者離職票には、離職年月日が平成15年8月31日と記録されており、同日までA社に勤務していたことに間違いはない。給与明細書などは残っていないが、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は平成15年8月31日まで同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「申立人から申立期間に係る保険料を控除しているが、資格喪失日を誤って社会保険事務所（当時）に提出した。」旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成15年7月の社会保険事務所の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は事務的過誤により申立人の資格喪失日を誤って社会保険事務所に届け出たため履行していないとしていることから、事業主が平成15年8月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 30 日から 41 年 3 月 1 日まで
社会保険庁（当時）の記録では、A社に勤務していた昭和 37 年 3 月 30 日から 41 年 3 月 1 日までの期間については、同社を退職してから約 3 年 6 か月後に脱退手当金が支給されたことになっている。

A社を退職するときに、最寄りの社会保険事務所（当時）に出向いたところ、「脱退手当金を受給してもB製品しか買えないので、脱退するのはもったいない。」との説明を受けたことを記憶しており、また、脱退手当金が支給されたとされる時期には、小さな子供を抱えていた上、妊娠していたため、脱退手当金は請求も受給もしていない。納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 年 6 か月後の昭和 44 年 9 月 5 日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いものと考えられる。

また、申立人は昭和 41 年 5 月*日に婚姻し、改姓しているが、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和20年5月1日に、同社B支店における資格取得日に係る記録を21年9月8日に、同社C支店における資格喪失日に係る記録を34年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、20年4月は200円、21年9月から22年12月までは600円、34年4月は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和20年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人に係る昭和21年9月から22年12月までの期間及び34年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月30日から同年5月1日まで
② 昭和21年9月8日から23年1月10日まで
③ 昭和34年4月20日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間①は、A社D本社において、申立期間②は、同社B支店において、申立期間③は、同社C支店において、それぞれ継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した退職証明書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し（昭和20年5月1日にA社D本社から同社C支店に異動、21年9月8日に同社C支店から同社B支店に異動、

34年5月1日に同社C支店から同社E支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和20年3月の社会保険事務所の記録から、同年4月は200円、同社B支店における23年1月の社会保険事務所の記録から、21年9月から22年12月までは600円、同社C支店における34年3月の社会保険事務所の記録から、同年4月は1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の昭和20年4月に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を同年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、事業主が申立人の昭和21年9月から22年12月までの期間及び34年4月に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月15日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の記録が無い旨の回答を受けた。申立期間は同社B支店に勤務していた時期であり、保険料が控除されていたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した職務経歴書及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し(昭和45年3月15日にA社本社から同社B支店へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A社B支店が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和45年4月1日であり、同社は、「昭和45年3月まで、厚生年金保険関係の事務は本社で一括処理していたが、同年4月からB支店に当該事務を移管した。」と陳述していることから、同社B支店が適用事業所になるまでの期間は、申立人は引き続き同社本社で厚生年金保険の適用を受け、給与から保険料を控除されていたものと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和20年12月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年12月から21年3月までは70円、同年4月から22年5月までは90円、同年6月から23年2月までは600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月6日から23年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。私は、昭和15年に同社B支社に入社し、18年ごろに同社C本社へ異動した後、19年9月1日に徴兵、20年9月中旬に除隊した後、同社C本社に復職せずに同社B支社に同年9月中旬に復職した。申立期間は、同社B支社でD職として勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された月別賃金台帳、職務分担一覧表及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間も同社B支社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「賃金台帳及び職務分担一覧表に申立人の氏名の記載があるのであれば、給与が支給され、通常は、保険料も控除されていたと考えられる。」と陳述している。

さらに、上述の賃金台帳及び職務分担一覧表に、申立人と同様に継続して氏名の記載が認められる9人のうちの2人は、申立人と同様に在職中に徴兵された後、戦後復職しているが、厚生年金保険被保険者記録は継続していることが

オンライン記録により確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和23年3月の社会保険事務所（当時）の記録、賃金台帳及び同僚の記録から、20年12月から21年3月までは70円、同年4月から22年5月までは90円、同年6月から23年2月までは600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年12月25日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を90万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、平成19年12月25日に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。賞与支払いの事実が確認できるA社の賞与明細書を提出するので、賞与から保険料を控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年12月支給の賞与明細書及び賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(90万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年12月25日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年3月21日から同年6月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年3月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和39年8月7日から同年9月12日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年8月7日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年3月21日から同年6月5日まで
② 昭和35年1月20日から同年8月1日まで
③ 昭和36年6月22日から同年9月1日まで
④ 昭和38年10月3日から39年9月12日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間（申立期間①）、C社に勤務した期間（申立期間②）、D社に勤務した期間（申立期間③）及びB社に勤務した期間（申立期間④）の加入記録が無いとの回答を受けた。

各社に勤務したのは間違いないので、申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の陳述及び申立人の出身中学校の卒業生名簿から

判断して、申立期間に申立人がA社で勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、元従業員23人を抽出し、所在地の判明した7人に照会したところ、回答のあった4人中2人は、「試用期間は無かった。入社してすぐに加入になり、保険料は控除されていた。」と陳述しており、この2人共に自身の記憶している入社時期と厚生年金保険の資格取得時期が一致していることから、申立期間当時、同社では試用期間は無く、入社と同時に厚生年金保険に加入していたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年6月の社会保険事務所の記録から4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和35年1月12日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在も不明であるため確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間④について、B社が提出した労働者名簿及び雇用保険の記録によると、申立人は、同社に昭和39年8月7日から40年6月25日まで勤務していたことが確認でき、また、同僚の陳述から判断すると、申立人は、当該期間に同社で勤務していたことが推認できる。

さらに、申立期間当時、B社の専務取締役であった者は、「雇用保険と社会保険は同時に加入する方針であった。」と陳述しているところ、申立人の雇用保険の加入記録は、上述のとおりであり、申立人と同様の業務に従事していた元従業員の厚生年金保険の加入記録は、雇用保険の加入記録と符合していることがオンライン記録及び同人の雇用保険の加入記録から確認できる。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年8月7日から同年9月12日までの期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和39年9月の社会保険事務所の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周

辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 38 年 10 月 3 日から 39 年 8 月 7 日までの期間について、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から元従業員 22 人を抽出し、所在の判明した 14 人に照会したところ、10 人から回答があり、そのうちの 3 人は、自身が記憶している入社時期の 3 か月から 1 年後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、このうち、自身が記憶している入社時期の 6 か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員は、当該期間について「厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と陳述している。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間に C 社で勤務していたことが推認できる。

しかし、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から元従業員 44 人を抽出し、所在の判明した 19 人に照会したところ、回答のあった 14 人のうちの 2 人は同事業所では入社後すぐに厚生年金保険に加入できないことがあったと陳述しており、また、そのうちの 1 人を含む 3 人は自身が記憶している入社時期の 1 か月から 3 か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、同事業所では、必ずしも採用後すぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、前述の自身が記憶している入社時期の 3 か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員の一人は、当該期間について「厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と陳述している。

加えて、C 社は、昭和 37 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は既に死亡しているため、同社から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、保険料の控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、申立人は、申立期間にD社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から元従業員 25 人を抽出し、所在の判明した 8 人に照会したところ、全員から回答があり、そのうちの 4 人が申立人を記憶していたが、申立人が申立期間において同社に在職していたか否かを確認できる陳述は得られなかった。

また、前述の回答があった元従業員のうち、1人はD社では入社後すぐに厚生年金保険に加入できないことがあったと陳述しており、さらに、当該1人を含む5人は、自身が記憶している入社時期の2か月から3か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、申立期間当時、必ずしも採用後すぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、D社は、昭和47年11月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は既に死亡しているため、同社から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和45年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月27日から同年7月1日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は間違いなく同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間も継続してA社に勤務し（昭和45年7月1日にA社から関連会社のC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨を回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年4月1日から24年8月18日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（C社の親会社。現在は、D社）における資格取得日に係る記録を23年4月1日に、資格喪失日に係る記録を24年8月18日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、23年4月から同年7月までは600円、同年8月から24年4月までは4,500円、同年5月から同年7月までは6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月から23年4月1日まで
② 昭和23年4月1日から24年8月18日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社B支店（申立期間①）及びC社（申立期間②）で勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。両社ではE業務に従事していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、C社においてE業務に従事していたと申し立てているところ、同僚の陳述等から判断すると、申立人は申立期間において同社で勤務していたことが推認される。

一方、申立人が申立期間当時勤務していたとするC社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できないところ、D社社史によれば、C社は、A社が100パーセント出資して設立された子会社であることが確認できる。

他方、D社が提出したA社B支店に係る健康保険被保険者資格取得届（控）によると、申立人は健康保険の資格を昭和23年4月1日に取得し、その際の

厚生年金保険の等級が6等級と記載されていることが確認できる。

また、上記資格取得届において、申立人と同じように健康保険の資格を取得している同僚の一人が保管する申立期間当時の給与明細を見ると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、上記資格取得届には申立人を含め7人の名前が記載されており、そのうち2人は、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録がある上、上記同僚の給与明細には、A社発行のものと、C社発行のものとが混在していることから、申立期間当時の給与及び社会保険事務はA社B支店において一括して行っていたことがうかがわれる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社B支店の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人と同年代で同職種の同僚が保管する給与明細の厚生年金保険料控除額により、昭和23年4月から同年7月までは600円、同年8月から24年4月までは4,500円、同年5月から同年7月までは6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和23年4月から24年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、A社B支店に係る健康保険被保険者資格取得届（控）を見ると、申立人の資格取得日は昭和23年4月1日となっていることが確認でき、それ以前に同社B支店において資格を取得した記録は見当たらない。

また、D社は、「申立人はC社に直接雇用となっており、A社B支店に籍は無い。」旨の回答をしている。

さらに、申立期間当時、A社B支店において被保険者記録がある者49人を抽出調査し、このうち連絡先の判明した16人に文書照会し、12人から回答を得られたものの、申立人が同社において勤務していたことを覚えている者はいないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険

料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月17日に支給された賞与において、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月17日

年金事務所の記録では、私がA社で平成16年12月に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いが、同社が保管する賃金台帳から、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳から、申立人は、申立期間において、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、40万6,000円及び42万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録について、平成17年12月20日は40万6,000円、19年7月20日は42万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月20日
② 平成19年7月20日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額の記録が無いとの回答をもらった。

申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが、賞与明細書から確認できるので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与明細書から、申立人は、平成17年12月20日は40万6,000円、19年7月20日は42万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理過誤により申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年12月20日及び19年7月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、36万4,000円及び33万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録について、平成16年12月15日は36万4,000円、18年12月15日は33万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成18年12月15日

社会保険事務所(当時)の記録では、A社での厚生年金保険被保険者期間のうち、平成16年12月及び18年12月に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の顧問税理士提出の平成16年12月の賞与明細一覧表から、申立人は、同年12月15日に支給された賞与において、36万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人及びA社から提出された平成18年12月の賞与明細書から、申立人は、同年12月15日に支給された賞与において、33万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理過誤により申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月15日及び18年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録は、平成19年10月16日から同年10月31日までの期間については、厚生年金保険法75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成19年10月16日）及び資格取得日（平成19年11月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年10月16日から同年11月1日まで
年金事務所の記録では、A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間が厚生年金保険法第75条により保険給付が行われない期間とされているので、申立期間を保険給付の対象となる期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の申立人に係る給与明細書及び雇用保険加入記録から、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準報酬月額については、A社提出

の申立人に係る給与明細書で確認できる報酬月額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年12月28日に申立人の資格喪失日（平成19年10月16日）に係る届出の取消届を社会保険事務所（当時）に提出しており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪厚生年金 事案 7637

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月31日から同年2月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている旨の回答をもらった。

しかし、私は、平成9年4月1日から10年1月31日までA社に勤務しており、申立期間当時の給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与明細書、雇用保険加入記録及び事業主提出の申立人に係る社員データ等から、申立人は、平成10年1月31日までA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書から確認できる保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したと主張しているが、事業主が資格喪失日を平成10年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成6年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年8月は11万8,000円、同年9月は13万4,000円、同年10月は12万6,000円、同年11月及び同年12月は13万4,000円、7年1月は12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月から7年2月21日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社にC業務従事者として勤務していた期間のうち、平成6年8月から7年2月21日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされている。

しかし、私は、申立期間の給与明細書を所持しており、厚生年金保険料が控除されていることが分かるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与明細書、事業所提出のB健康保険組合における申立人に係る「健康保険被保険者資格及び標準報酬決定通知書」及び同健康保険組合提出の申立人に係る「適用台帳」から、申立人は、平成6年8月21日からA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬

月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成6年8月は11万8,000円、同年9月は13万4,000円、同年10月は12万6,000円、同年11月及び同年12月は13万4,000円、7年1月は12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと主張しているものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年3月1日から同年10月1日までの期間及び同年11月1日から11年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、10年3月1日から同年10月1日までの期間は59万円、同年11月1日から11年10月1日までの期間は53万円に訂正することが必要である。

また、平成10年10月1日から11年5月1日までの期間については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が平成10年10月1日から11年5月1日までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月 1 日から 11 年 10 月 1 日まで

厚生年保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。厚生年金保険料の控除額が記載された申立期間の給与明細書を提出するので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間におけるA社での標準報酬月額は、平成10年3月1日から同年10月1日までの期間は59万円と記録されていたところ、同年8月10日付けで、同年3月1日にさかのぼって53万円に引き下げられており、当該引き下げられた記録が同年10月1日の定時決定まで継続している。また、同様に、同年11月1日から11年10月1日までの期間は53万円と記録されていたところ、同年11月1日付けで、10年11月1日に遡って15万円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、平成11年3月3日及び同年11月1日付けで、申立人と同様に多数の同僚について、標準報酬月額をさかのぼって引き下げる旨の訂正処理が行われている。

しかし、申立人提出の給与明細書から、平成10年3月から11年4月までの期間は59万円の標準報酬月額に相当する保険料が控除され、同年5月から同年9月までの期間は53万円の標準報酬月額に相当する保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人は申立期間において、A社の取締役であったことが同社に係る商業登記簿謄本により確認できるが、複数の同僚は、「申立人は、B業務担当の取締役であり、社会保険事務には関与していなかった。」と陳述している。

さらに、A社に係る滞納処分票を見ると、申立期間当時、同社は、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額に係る記録を遡及^{そきゅう}して訂正する合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額に係る記録から、申立期間のうち、平成10年3月1日から同年10月1日までの期間は59万円、同年11月1日から11年10月1日までの期間は53万円に訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、平成10年10月1日から同年11月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額は53万円と記録されているところ、当該期間については、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、平成10年10月1日から11年5月1日までの期間については、申立人提出の給与明細書から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（59万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、平成10年10月1日から11年5月1日までの期間について、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年5月26日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録（昭和49年5月26日）を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月2日から49年4月1日まで
② 昭和49年5月26日から51年1月8日まで
③ 平成13年10月21日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、前職の事業所を退職した翌日の昭和44年3月2日から平成13年10月31日まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、オンライン記録では、A社において昭和49年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年5月26日に資格を喪失後、51年1月8日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社提出の給与台帳（昭和49年3月支給分から同年12月支給分まで）及び同社の陳述から、申立人が申立期間も同社で継続して勤務し、申立期間のうち、昭和49年5月26日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与台帳の保険料控除額及び申

立人のA社における昭和49年4月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届を提出したことを認めていることから、事業主が昭和49年5月26日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和49年6月1日から51年1月8日までの期間については、上記の給与台帳から、49年6月から同年12月までの期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

また、事業主は、「申立期間当時、申立人及びほかの従業員一人からの強い求めを受けて両名の資格を喪失させた。」と陳述しているところ、A社から提出された同社作成・保管の被保険者台帳を見ると、申立人は、昭和49年5月25日に厚生年金保険の資格を喪失し、51年1月8日に資格を再取得していることが記載されている。

このほか、申立期間②のうち、昭和49年6月1日から51年1月8日までの期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間①について、A社の陳述から、申立人が申立期間も同社で勤務していたことが認められる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で資格を取得した日と同一日の昭和49年4月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、上記の昭和49年3月分の給与台帳を見ると、厚生年金保険料の控除額の記載欄は無く、同台帳に氏名が記載されている従業員は、いずれも同年3月の厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

さらに、昭和49年4月1日以前からA社で勤務していたとする従業員の一人は、同年3月までの国民年金保険料を現年度納付していることがオンライン記録により確認できる。

このほか、申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③について、申立人は、申立期間もA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、「申立人は、平成13年10月20日に当社を退職した。」と陳述しているところ、雇用保険の記録における申立人の離職日も、平成13年10月20日であることが確認できる。

また、オンライン記録において、申立人と同一日の平成13年10月21日に資格を喪失している同僚3人のうち、聴取することができた2人は、いずれも、「私は、申立人と同一日の同年10月20日に退職した。」と陳述している。

さらに、A社提出の申立人に係る平成13年分の源泉徴収票を見ると、社会保険料等の控除額は、申立人の同年9月における標準報酬月額から算出される同年1月から同年9月までの社会保険料額（厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料）とおおむね一致する。

このほか、申立期間③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②のうち昭和49年6月1日から51年1月8日までの期間及び申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から63年6月まで

私は、結婚以降、妻と私の母親と同居していたが、国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付は、母親がしてくれていたと思う。しかし、母親が病気で倒れた昭和56年ごろ以降は妻に、保険料納付を任せていたので、私は詳しいことは分からないが、当時、妻は、保険料の納付は遅れがちになっていたが、自宅に送られてきた納付書を使用して、さかのぼってでも納付してくれていたと思う。

申立期間の前後の期間については、納付済記録であるのに、申立期間については納付記録が無く、未納と記録されていることについて、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年4月以降の国民年金保険料について、その妻が自宅に送付された過年度保険料の納付書を使用し、納付していたと申し立てている。

そこで、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間の前後の納付記録について過年度納付していることが確認でき、記録上、前後は納付済記録であることが確認でき、陳述と一部符合する。

しかし、申立期間のうち、昭和62年度未納保険料の過年度納付が可能な63年度又は平成元年度中に社会保険事務所(当時)からの催告を受け、過年度納付した明確な記憶が無く、62年度未納保険料を現年度納付の可能性を含めどのように納付したのかを確認できない。

また、申立人の妻は、申立期間のうち、昭和63年4月から同年6月までの国民年金保険料を現年度納付した記憶が無い上、申立期間直後の同年7月から平成元年3月までの保険料を2年10月15日に過年度納付していることがオン

ライン記録から確認でき、昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの保険料については、平成 2 年 10 月時点において既に時効を経過していたため納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間は未納の記録、申立期間直後の昭和 63 年 7 月から平成元年 3 月までの期間及び 2 年 1 月から同年 3 月までの期間は過年度納付で納付済記録となっており、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと陳述しているが、具体的な納付時期、納付回数及び納付金額等についての明確な陳述は得られなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 4736 (事案 2771 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から57年3月まで

私の申立てに対し、平成21年6月19日に年金記録確認第三者委員会から送付された通知文は、次の点で納得できない。

i) 通知文中の「申立内容の要旨」には、私が年金記録確認第三者委員会に対して発言したと思われる「最後の追納の時、市役所の職員が「これで追納できるところはすべて追納しました。」と話してくれたのを覚えている。」との表現があるが、私はこのような趣旨の発言をしていない。私が発言したのは「私はこれですべて納めたねと尋ねたら「そうです。」とのことだったので、借りを返したと安どしたのを覚えている。」ということであり、この発言を上述のように変更した通知文書は、結論に符合させるための作文としか思えない。

ii) 私がA市役所に行って年金担当者に直接会って聞いた時、担当者はいろいろ調べていたが、結局、追納勧奨があったのか、なかったのかについては分からないという結論だった。勧奨したかもしれないが今となっては記録も残っていないし、当時の担当者もいないので、確認のしようがないと言われた。それなのに、通知文書には「A市が個別に追納勧奨を行ったことは無いとしており、」と記載されている。そのように結論付けるのであれば、その根拠を客観的に物的証拠に基づいて示していただきたい。

iii) 通知文書には申立人の話は曖昧^{あいまい}とのことが記載されているが、何十年も前のことを昨日のことに記憶する方が少ないと思うし、今さら曖昧だから疑わしいとする回答を送付する年金記録確認第三者委員会は、本当に申立人の立場に立って話を聞く気持ちがあったのか疑わしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A市及び社会保険庁(当時)のいずれの記録も、申立期間は申請免除期間とされており、申立期間後の追納日も同一日が記載されており、その記録管理に不備はうかがえないこと、ii) 申立人夫婦は、追納に至った経緯について、A市からの通知であったとするところ、A市によると被保険者に対し個別に追納勧奨を行うことはないとしており、社会保険庁においても、同庁としての組織的な追納勧奨は平成4年1月に免除後9年目及び10年目の被保険者を対象に初めて実施したとしている。この場合、追納勧奨がなされた時点では、申立期間の国民年金保険料は時効の到来により、制度上追納することができない期間となること、iii) 申立人夫婦は、追納を行った時期、その回数及び納付金額の記憶が曖昧である等として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年6月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上述の通知内容に納得できないとして、i) 「申立内容の要旨」に記載された内容は、申立人が年金記録確認第三者委員会に対して発言した内容と異なり、発言内容を意図的に変更した通知文書は、結論に符合させるための作文としか思えない、ii) 通知文書にある「A市が個別に追納勧奨を行ったことはないとしており、」という部分は、申立人がA市役所の年金担当者に直接会って聴取した内容と異なり、そのように結論付けるのであれば、その根拠を客観的に物的証拠に基づいて示していただきたい、iii) 通知文書には申立人の話は曖昧であると記載されているが、何十年も前のことを昨日のこのように記憶する方が少ないと思うし、今さら曖昧だから疑わしいとする回答を送付する年金記録確認第三者委員会は、本当に申立人の立場に立って話を聞く気持ちがあったのか疑わしい、と主張している。

しかし、i) 通知文に記載する申立内容は、当初の申立内容及び申立人とのやり取りを踏まえて記載するものであり、申立人が主張するように恣意的に変更するものではない、ii) 通知文に記載した内容は、「A市によると国民年金被保険者に対し個別に追納勧奨は行ったことはないとしており、」であり、申立人個人を対象とした追納勧奨の有無を記載したのではなく、申請免除を受けた被保険者全般を対象として、A市が納付勧奨を行ったことがあるか否かを照会したものであり、申立人が主張する客観的、物的証拠に基づいた同市の回答を期待して照会したものではない。また、今回、申立人と同市の年金担当者との間に、上述申立内容ii) のようなやり取りがあったか否かについて、同市に照会を行ったところ、同市からは「確認できない。」旨の回答とともに、「免除期間に対する追納勧奨は社会保険事務所の範ちゅうであり、一般的に、A市が追納勧奨を行うことはない。」との回答を得ており、この回答は、当初の同市からの回答内容が変更されたものではないと考えられる。また、日本年金機構Bブロック本部C事務センターも「申請免除期間に係る保険料の追納勧奨を市町村が実施することはなく、社会保険庁では、『国民年金保険料の追納期限

経過直前の期間を有する者に対する追納勧奨の実施について』（平成3年12月12日付け庁文発第3217号）により、平成4年1月から同年3月までの期間に、申請免除後9年目及び10年目に該当する者に対して、追納勧奨を実施するようにとの指示文書が出されたことがあるが、これ以前においては、社会保険事務所(当時)が組織的に追納勧奨を実施したという記録は残っていない。」と回答している。これらのことから、申立人が問題としている部分は、当委員会の当初の判断に影響を及ぼすものとは考えられない、iii) 通知文では「申立人夫婦は、追納を行った時期、その回数及び納付金額の記憶が曖昧である」と記載しており、これは、追納時期、追納回数及び納付金額に限定した記憶に関して曖昧であることを示している。申立事案を審議する際に、納付に関する申立人の記憶が曖昧か否かについては、納付の事実の確からしさを判断する上で要素の一つであり、そのことを通知文に反映させることは特段問題ではないと考えられる。

これらのことから、今回、申立人が申し立てた内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 4737 (事案 2760 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月まで

私の申立てに対し、平成 21 年 6 月 19 日に年金記録確認第三者委員会から送付された通知文は、次の点で納得できない。

i) 通知文中の「申立内容の要旨」には、私の夫が年金記録確認第三者委員会に対して発言したと思われる「最後の追納の時、市役所の職員が「これで追納できるところはすべて追納しました。」と話してくれたのを覚えている。」との表現があるが、私の夫はこのような趣旨の発言をしていない。私の夫が発言したのは「私はこれですべて納めたねと尋ねたら「そうです。」とのことだったので、借りを返したと安どしたのを覚えている。」ということであり、この発言を上述のように変更した通知文書は、結論に符合させるための作文としか思えない。

ii) 私の夫が A 市役所に行って年金担当者に直接会って聞いた時、担当者はいろいろ調べていたが、結局、追納勧奨があったのか、なかったのかについては分からないという結論だった。勧奨したかもしれないが今となっては記録も残っていないし、当時の担当者もいないので、確認のしようがないと言われた。それなのに、通知文書には「A 市が個別に追納勧奨を行ったことはないとしており、」と記載されている。そのように結論付けるのであれば、その根拠を客観的に物的証拠に基づいて示していただきたい。

iii) 通知文書には申立人の話は曖昧^{あいまい}とのことが記載されているが、何十年も前のことを昨日のことのように記憶する方が少ないと思うし、今さら曖昧だから疑わしいとする回答を送付する年金記録確認第三者委員会は、本当に申立人の立場に立って話を聞く気持ちがあったのか疑わしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A市及び社会保険庁(当時)のいずれの記録も、申立期間は申請免除期間とされており、申立期間後の追納日も同一日が記載されており、その記録管理に不備はうかがえないこと、ii) 申立人夫婦は、追納に至った経緯について、A市からの通知であったとするところ、A市によると被保険者に対し個別に追納勧奨を行うことはないとしており、社会保険庁においても、同庁としての組織的な追納勧奨は平成4年1月に免除後9年目及び10年目の被保険者を対象に初めて実施したとしている。この場合、追納勧奨がなされた時点では、申立期間の国民年金保険料は時効の到来により、制度上追納することができない期間となること、iii) 申立人夫婦は、追納を行った時期、その回数及び納付金額の記憶が曖昧である等として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年6月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上述の通知内容に納得できないとして、i) 「申立内容の要旨」に記載された内容は、申立人が年金記録確認第三者委員会に対して発言した内容と異なり、発言内容を意図的に変更した通知文書は、結論に符合させるための作文としか思えない、ii) 通知文書にある「A市が個別に追納勧奨を行ったことはないとしており、」という部分は、申立人がA市役所の年金担当者に直接会って聴取した内容と異なり、そのように結論付けるのであれば、その根拠を客観的に物的証拠に基づいて示していただきたい、iii) 通知文書には申立人の話は曖昧であると記載されているが、何十年も前のことを昨日のことのように記憶する方が少ないと思うし、今さら曖昧だから疑わしいとする回答を送付する年金記録確認第三者委員会は、本当に申立人の立場に立って話を聞く気持ちがあったのか疑わしい、と主張している。

しかし、i) 通知文に記載する申立内容は、当初の申立内容及び申立人とのやり取りを踏まえて記載するものであり、申立人が主張するように恣意的に変更するものではない、ii) 通知文に記載した内容は、「A市によると国民年金被保険者に対し個別に追納勧奨は行ったことはないとしており、」であり、申立人個人を対象とした追納勧奨の有無を記載したのではなく、申請免除を受けた被保険者全般を対象として、A市が納付勧奨を行ったことがあるか否かを照会したものであり、申立人が主張する客観的、物的証拠に基づいた同市の回答を期待して照会したのではない。また、今回、申立人と同市の年金担当者との間に、上述申立内容ii) のようなやり取りがあったか否かについて、同市に照会を行ったところ、同市からは「確認できない。」旨の回答とともに、「免除期間に対する追納勧奨は社会保険事務所の範ちゅうであり、一般的に、A市が追納勧奨を行うことはない。」との回答を得ており、この回答は、当初の同市からの回答内容が変更されたものではないと考えられる。また、日本年金機構Bブロック本部C事務センターも「申請免除期間に係る保険料の追納勧奨を

市町村が実施することはなく、社会保険庁では、『国民年金保険料の追納期限経過直前の期間を有する者に対する追納勧奨の実施について』（平成3年12月12日付け庁文発第3217号）により、平成4年1月から同年3月までの期間に、申請免除後9年目及び10年目に該当する者に対して、追納勧奨を実施するようにとの指示文書が出されたことがあるが、これ以前においては、社会保険事務所(当時)が組織的に追納勧奨を実施したという記録は残っていない。」と回答している。これらのことから、申立人が問題としている部分は、当委員会の当初の判断に影響を及ぼすものとは考えられない、iii) 通知文では「申立人夫婦は、追納を行った時期、その回数及び納付金額の記憶が曖昧である」と記載しており、これは、追納時期、追納回数及び納付金額に限定した記憶に関して曖昧であることを示している。申立事案を審議する際に、納付に関する申立人の記憶が曖昧か否かについては、納付の事実の確からしさを判断する上で要素の一つであり、そのことを通知文に反映させることは特段問題ではないと考えられる。

これらのことから、今回、申立人が申し立てた内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から45年3月までの期間及び同年7月から48年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から45年3月まで
② 昭和45年7月から48年12月まで

私は昭和43年に会社を設立後、同年5月から会社に入社した弟と妻の国民年金の加入手続をA市で行い、自身と弟の国民年金保険料は同年4月から、妻の保険料は同年10月から、私が、一緒に納付書を使って定期的に銀行で現年度納付してきた。

私が、妻、弟及び自身の国民年金保険料を納付してきた具体的な内容については、当時の金額も、何か月ごとに保険料を納付していたのかも覚えていないが、私は若いころから、国民年金は国民の義務だと認識し、弟及び夫婦の保険料を納付してきた。

弟の国民年金保険料は昭和43年4月からB市D区に転居するまで、妻の保険料は同年10月から60歳になるまで私が3人分の保険料を一緒に銀行で現年度納付してきたのに、社会保険事務所(当時)の記録では、三者三様の納付記録とされており、納得ができない。

私の申立期間の納付記録をもう一度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和43年10月以降の夫婦の国民年金保険料と同年4月からの弟の保険料を一緒に現年度納付してきたと申し立てている。

そこで、申立期間に係る申立人、その妻及び申立人の弟のオンライン記録を見ると、3人共に未納の記録になっていることが確認できる。また、申立期間直前は3人共に納付済みとなっているが、直後については申立人及びその妻の

みが納付済みであり、申立人の弟は未納の記録となっている。

さらに、申立人の妻は、昭和 44 年*月に子供を出産しており、申立人夫婦の生活状況に変化が生じていることが推定できる。

したがって、申立人は、昭和 44 年 7 月以降については、申立人の妻及び申立人の弟の国民年金保険料を同時に納付することができなかったと考えるのが自然である。

申立期間②について、申立人は、継続して現年度納付してきたと申し立てている。

そこで、申立期間に係る申立人、その妻及び申立人の弟の特殊台帳を見ると、申立人は、昭和 49 年 1 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を 51 年 10 月に過年度納付していることが確認でき、同年 10 月まで 3 人の納付記録は未納であったことが分かる。

また、申立期間は 42 か月と長期間であり、これだけの長期間連続して行政側の納付記録が欠落するとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付書を使用して銀行で納付したこと以外の記憶は無く、申立期間当時の納付状況を確認できない。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から50年3月まで

私は、昭和43年ごろに兄が経営する会社に就職し、経営者である兄が、私の国民年金の加入手続を行い、同年4月から国民年金保険料を納付してくれていた。

私は、昭和51年3月にA市B区に転居したが、C市に住んでいたころは、兄が私の国民年金保険料を納付してくれていた。また、保険料を納付してくれた兄は、過去にさかのぼって3人の保険料を納付した記憶は無いとしている。

私の国民年金の加入手続をしてくれた兄は、その手続内容、時期及び場所についての記憶は定かではないが、申立期間の国民年金保険料は兄夫婦の保険料と一緒に納付書を使って、金融機関で現年度納付してくれた。

私の申立期間は、すべて兄が兄夫婦の国民年金保険料と一緒に定期的に納付してくれていたため、申立期間の保険料の納付記録は3人共に同じ納付記録なのに、社会保険事務所(当時)から送られてきた記録は三者三様の納付記録になっており、納得ができない。

私の申立期間の納付記録を、もう一度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その兄が納付書を使って、金融機関で申立期間の国民年金保険料を現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立期間に係る申立人、その兄及び義姉のオンライン記録を見ると、昭和45年4月から同年6月までの期間及び49年1月から50年3月までの申立期間を除き3人共に未納の記録になっていることが確認できる。また、申立人の兄は、申立期間のうち、49年1月から50年3月まで国民年金保険料を51

年10月に過年度納付していることが特殊台帳から確認でき、同年10月まで3人の納付記録は未納であったことが分かる。

さらに、申立期間は69か月と長期間であり、これだけの長期間連続して、行政側の納付記録が欠落するとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料の納付を担当していた申立人の兄は、申立期間の保険料を納付書を使用して銀行で納付したこと以外の記憶は無く、申立期間当時の納付状況を確認できない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月から53年3月まで

私は、昭和50年10月に結婚式を挙げ、同年10月又は同年11月に夫の勧めで、任意であったにもかかわらず、A市役所にて国民年金の加入手続を行ったと記憶している。納付方法、金額、納付頻度、年金手帳の入手経緯及び納付場所に関する記憶は無いが、支払う気が無いなら手続をしなかったはずなので、支払ったはずである。よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年10月又は同年11月ごろに、A市で国民年金の加入手続を行い、同年11月以降、継続して国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期をみると、同人の国民年金手帳記号番号の前後の国民年金被保険者（任意加入）の資格取得日から、昭和53年5月2日から同年5月4日までに、B市で国民年金の加入手続を行っていることが推定でき、申立内容と符合しない。

また、加入時点において、申立人は申立期間のうち、昭和51年1月から53年3月までの期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったが、同人は、遡^{そきゅう}及納付及び期日を遅れて支払ったことなどは無いと陳述している。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、住所欄にA市の記載が無く、B市が最初の住所地になっていることが確認できるところ、申立人は同手帳以外に交付された手帳は無いと陳述している上、A市において申立人に係る国民年金被保険者名簿が調製されておらず、申立人がA市で国民年金の加入手続を行ったことを確認できない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法、金額、納付場所

及び納付頻度の記憶が無く、当時の納付状況を確認できない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年2月から同年9月までの期間及び63年11月から平成4年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年2月から同年9月まで
② 昭和63年11月から平成4年1月まで

国民年金の加入は、昭和61年2月に同居していた母が加入手続を行ったと思う。その後、申立期間①の国民年金保険料は母が納付していたと思う。しかし、母から国民年金の加入及び保険料の納付については聞いていない。

申立期間②の国民年金の加入手続は、会社を退職した後、私が手続を行った。厚生年金手帳を持って行き手続をしたと思う。手続後は、国民年金保険料を納付したが、どのようにして納付したかの記憶は無い。

国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付してくれていた母は平成14年に亡くなったので納付方法等は詳しくは分からないが、母が納付していたと思う申立期間①及び私が納付した申立期間②について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付し、申立期間②については、申立人が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者のオンライン記録から平成8年5月ごろと推定される上、申立人の厚生年金保険の被保険者期間について、昭和61年10月から63年10月までの期間及び平成4年2月から8年3月までの期間の記録についても同年5月15日に追加されていることが、オンライン記録から確認できる。これらのことを踏まえると、同年5月に国民年金の加入手続及び厚生年金保険

の加入記録の追加が行われるまでは、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間であったことが分かる。この場合、加入手続時点において、申立期間①及び②の国民年金保険料は、時効により制度上納付することができない。

また、申立人は申立期間①の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の母親は既に死亡している上、申立人の父親は、申立人が昭和 61 年 2 月に国民年金に加入していたかは分からないと陳述しており、当時の状況は不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から54年10月までの期間及び57年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から54年10月まで
② 昭和57年4月から61年3月まで

国民年金の加入は、昭和40年3月に結婚して半年ぐらい後に、^{しゅうとめ} 姑 に勧められて手続を行った。

申立期間①の国民年金保険料は、納付書で納付して領収印をもらった。納付を始めたころの保険料額は、1か月分が580円ぐらいから980円ぐらいであった。納付の開始時期の記憶が定かでないので申立ては切りのいい昭和41年4月とした。

昭和54年11月に付加年金に加入した。申立期間②の国民年金保険料は、付加保険料を含めて納付書で納付して領収印をもらった。61年4月から第3号被保険者制度が始まったとき、夫が厚生年金保険適用事業所に勤めていたので同年3月までの保険料を納付した。

私の生年月日は、昭和18年*月*日であるが所持している国民年金手帳では、同年12月26日となっている。現在は、年金事務所では、正しい生年月日の同年*月*日で管理されているが、別の生年月日で納付記録があるはずである。

申立期間①及び②の納付記録について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻した昭和40年3月から半年ぐらい後に国民年金に加入して、申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人所持の国民年金

手帳、特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿から、昭和54年11月17日に任意加入していることが確認できる。この場合、申立期間①は国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間①の前に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付書で納付しており、加入したころの保険料は580円ぐらいから980円ぐらいであったと陳述しているところ、A市が保険料を納付書方式で徴収するようになったのは昭和47年度からであり、それまでは国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であった上、昭和41年4月の保険料月額は100円であったことから陳述と符合しない。

さらに、申立期間②について、申立人の国民年金の資格に関する記録を見ると、申立人所持の国民年金手帳、特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿から、昭和57年4月6日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認でき、その後、61年4月1日に第3号被保険者資格を再取得していることが申立人所持の国民年金手帳及びオンライン記録から確認できるが、この間に被保険者資格を再取得した形跡が見当たらないことから、申立期間②についても国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索及び「昭和18年12月26日」を含む別の生年月日による検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から41年3月まで

A市B区役所の職員に熱心に国民年金の加入を勧められた。昭和37年2月に国民年金の加入手続を行い、毎月、自分で国民年金保険料を納付していた。自分で納付できないときは母に保険料を渡し、母の保険料と一緒に集金人に納めてもらっていた。加入手続の際、名前が間違っていたので訂正を申し出たことを覚えている。

昭和37年2月から国民年金保険料を納めているので、申立期間の保険料が未納とされているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年2月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和41年9月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち37年2月から39年6月までの国民年金保険料は時効により制度上納付することはできない。また、同年7月から41年3月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人はまとめて保険料を納付した記憶は無いと陳述しており、申立期間の保険料を納付したことをうかがうことはできない。

さらに、申立人は、最初に国民年金手帳を受け取った際に氏名訂正を申し出たと陳述しているところ、申立人の所持する昭和41年9月1日に発行された国民年金手帳の氏名が訂正されていることから、当該国民年金手帳が申立人に対して最初に発行された国民年金手帳であると推測できる上、当該国民年金手帳の発行日は、国民年金手帳記号番号の払出時期と符合していることから、申

立人はこの時期に加入手続を行ったものと推定でき、37年2月に加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

加えて、申立人は申立期間当時、100円の国民年金保険料を集金人に納付した際に、縦5cm、横7cmぐらいの100円と書かれた紙を受け取っていたと陳述しているところ、当時のA市の保険料収納方式は、国民年金手帳に印紙を貼付し検認印を押す印紙検認方式であったことから、陳述内容と符合せず、申立人が納付したとする保険料は国民年金保険料以外の別のものではと考えられる。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により加入手続の際に間違われていた氏名を含む各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月から60年9月まで

私は、昭和54年11月に会社を退職し、同年12月に個人事業所に就職した。同年12月ごろ、A市役所の出張所で国民年金の加入手続をした。国民年金保険料を納付した時期、場所及び納付した保険料額について、記憶は定かでない。55年及び59年の所得税の源泉徴収票があり、社会保険料控除の記録が残っているので、この控除額に申立期間の保険料が含まれているはずである。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年12月ごろ、市役所の出張所で国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和63年1月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、払出時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により制度上納付することはできない。

また、申立人の国民年金保険料の納付状況をみると、申立期間に続く昭和60年10月から62年3月までの保険料を過年度納付したことがオンライン記録から確認できる。申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された時期である63年1月ごろ、時効の成立していない期間の保険料を過年度納付したが、申立期間の保険料は時効の成立により納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の所持する昭和55年及び59年の源泉徴収票を見ると、社会保険料の合計金額の記載は確認できるが、その内訳については、A市役所

に、それぞれの期間の申立人が納付した国民健康保険料額を問い合わせたが、同市は申立人から徴収した国民健康保険料額に関する記録を保管しておらず、それぞれの期間の国民健康保険料及びその他の社会保険料の金額は不明であり、申立人の所持する源泉徴収票の社会保険料の金額に国民年金保険料が含まれているかどうか確認することができない。

加えて、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付状況に関する記憶は定かでなく、当時の具体的な状況を酌み取ることはできない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から47年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から47年10月まで

私は、昭和44年1月ごろ、集金人に勧められて、自宅で国民年金の加入手続をし、2か月ごとに集金人に国民年金保険料を納付した。当時の保険料は月額300円であった。私が集金人に保険料を納付すると、集金人は領収書を発行してくれたが、その領収書は処分してしまったので、今は手元に無い。

集金人はA市に住んでいたC氏という人であった。当時の年齢は35歳から37歳ぐらいで、C氏は子どもが二人いると話していたことを覚えている。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年1月ごろ、自宅で国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人が昭和47年11月に任意加入していることがA市の被保険者名簿、特殊台帳及びオンライン記録から確認できる。このことから、申立期間は国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、A市における国民年金保険料の納付方法は、昭和50年度に規則検認方式（納付書方式）が採用されており、49年度までは印紙検認方式であったことから、申立期間の保険料を納付したとき、集金人から領収書を受け取ったとする申立人の陳述と符合しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 4746（事案 1455 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から54年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から54年2月まで
国民年金保険料の納付状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の記録が無いとの回答を得た。
それで、年金記録確認第三者委員会へ記録訂正を申し立てたが、申立期間は国民年金の任意加入被保険者でなかった等として、申立ては認められなかった。
今回、亡夫に係る国民年金手帳が自宅で見つかり、発行年月日が、申立期間中の昭和47年4月1日と記載されていることから、当該手帳を交付したA市B区役所において、妻である私の国民年金加入記録もあるかもしれないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

本件の申立てについては、申立人は、昭和54年3月17日に、国民年金の任意加入被保険者資格を取得しているが、資格取得日より前の期間である申立期間は国民年金未加入期間であるため国民年金保険料を納付することは制度上できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年1月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、亡夫に係る国民年金手帳を新たな資料として提出し、当該手帳を交付したA市B区役所に、申立人自身の申立期間における国民年金保険料の納付を示す資料が保管されているのではないかとして申し立てている。

しかし、亡夫に係る国民年金手帳記号番号は、申立人が結婚前の、独身であった亡夫に対して、昭和37年1月7日付けで払い出されたものであることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認することができ、また、亡夫に係る国

民年金保険料が、亡夫の厚生年金保険被保険者資格の取得日以降も 46 年 12 月まで重複して納付され続けたところ、47 年に当該重複納付期間に係る保険料が還付されていることが特殊台帳により確認できることから、当該還付手続の時点で新たな国民年金手帳が交付され、申立人の手元にあるものと推認される。

また、A市B区役所は、「当該亡夫の国民年金手帳交付と申立人の申立期間に係る加入記録について関係があるとは考え難く、また、申立人に係る資料は無い。」と回答している。

これらのことを総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情を見いだすことはできず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から53年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から53年5月まで

昭和49年3月ごろ、母親が国民年金の加入手続を行ってくれて、年金手帳を受け取った同年4月から納付してくれていた。納付書が送られてくるごとに国民年金保険料を納付していたが、途中で付加年金のことを知り、市役所へ手続に行った記憶がある。母親は既に亡くなっているが、確かに納付してくれていたもので、調査の上、申立期間を納付済みと訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年3月ごろ、母親が国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金の加入手続が行われた時点は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入者に係る被保険者資格の取得日から、53年6月ごろであると推認され、申立内容とは一致しない上、この時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間となる。

また、申立人に係る特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿並びに申立人が所持する年金手帳によると、申立人は昭和53年6月に付加年金に加入した旨記載されていることが確認でき、国民年金への加入と同時に付加年金にも加入したものと考えられ、定額保険料及び付加保険料について、加入手続を行ったと推認される同年6月以降、定期的に納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせ

る事情も見当たらない。

加えて、申立人は加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付してくれていたとする母親は既に亡くなっており、その状況は不明である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）はなく、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から47年2月までの期間及び48年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月から47年2月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで

私は申立期間当時、A市の実家から離れて県外で下宿生活をしていたことから、当時、A市で父が私の国民年金の加入手続を行ったと聞いている。加入以降、申立期間①の国民年金保険料については、両親のいずれかが納付してくれていたはずであり、また、私が勤めを辞めて実家に帰っていた期間(申立期間②)についても、同様に納付してくれていたはずである。

ところが、申立期間①及び②は未加入期間かつ未納とされており、父親のまじめな性格から納付していなかったとは考えられず、納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において昭和49年3月ごろに払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる上、申立人の所持する国民年金手帳には同年5月に発行された旨の記載が確認できることから、申立人に係る国民年金の加入手続がこの時期に行われたものと推認できる。この場合、加入手続時点において、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間であったことから、制度上、申立期間当時に国民年金保険料を納付することはできない。

また、前述の加入手続時点において、昭和45年2月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したとしても、申立期間①の大部分については、既に時効により納付することはできない上、それ以降の過年度納付が可能であった期

間に係る国民年金保険料を遡^{そきゅう}及納付したとすることは、昭和45年2月の加入
手続を契機に保険料の納付を開始したとする申立内容と一致しない。

さらに、申立人に係るA市の検認記録簿、特殊台帳及び申立人が所持する国
民年金手帳からは、いずれにおいても申立人が昭和49年4月1日付けで国民
年金被保険者資格を取得している記載が確認できる上、同年4月の国民年金保
険料から3か月ずつ定期的に現年度納付されていることが前述の検認記録簿
及び国民年金手帳の検認印より確認でき、申立人の両親が昭和49年度初めに
加入手続を行い、国民年金手帳を入手した後、当該年度より保険料の納付を開
始したものと考えるのが自然である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手
帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名
検索を行ったほか、申立人の両親の当時の住所地における国民年金手帳記号番
号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い
出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、ほかに申立期間の保険料の納
付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保
険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から53年3月まで

私は、昭和43年10月ごろから、厚生年金保険に加入することなくA市内の会社で働いていたが、53年に実家の母親から、将来のために国民年金は欠かさず納付しておくようにとの電話での説得を受けて、同年夏ごろにB市役所で40年8月から53年3月までの未納となっている国民年金保険料をさかのぼって一括納付した（その際、昭和42年3月から43年8月までの厚生年金保険の加入期間についても国民年金保険料を重複して納付したが、その期間は申立期間には含めない。）。納付金額は覚えていないが、当時は月収も50万円から60万円程度に増加していたので、長期間の一括納付は可能であった。一括納付した期間のうち、40年8月から42年2月までは納付済みと記録されているのに、同時に納付した申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。申立期間について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年の夏ごろに申立期間を含む40年8月から53年3月までの国民年金保険料をB市役所の窓口でさかのぼって一括納付したと主張しているが、申立人に係る戸籍の附票によると、申立人は、49年10月1日付けでC市において住民登録を行い、同日以降、保険料を一括納付したとする53年夏の時点ではB市の住民ではないことが確認できる上、B市によると、市役所の窓口では特例納付及び過年度納付の保険料を収納していなかったとしていることから、申立人が申立期間の保険料をB市役所の窓口で一括納付したとするのは不自然である。

また、昭和40年8月から42年2月までの国民年金保険料について、申立

期間の保険料と同時に納付したとしているが、オンライン記録によると、当該期間の保険料については現年度納付された旨記録されており、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が一括納付したと主張する期間について、昭和53年8月又は同年9月に、特例納付及び過年度納付を行った場合に要する保険料額は56万3,000円と高額に達するが、申立人は、当時月収も50万円から60万円程度に増加していたので、長期間の一括納付は可能であったとする一方で、一括納付した保険料額については、正確な金額は覚えていないとしており、納付金額が曖昧である。

加えて、申立人に係る特殊台帳によると、申立期間について、申立人が特例納付及び過年度納付を行った旨の記録は確認できず、オンライン記録と一致している上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）はなく、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月から57年3月まで

私は、会社退職直後の昭和56年9月にA市役所を訪れ、国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、同時に両方の保険料について口座振替の手続を行った。それ以降、国民年金保険料については、口座振替が開始するまでは納付書によって納付を行い、口座振替開始後は、私名義の金融機関口座から口座振替によって、夫婦の分をいつも一緒に納付してきたはずである。ところが、申立期間については妻が納付済みであるのに私は未納期間とされており、納付できない。調査の上、私の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年9月にA市で国民年金の加入手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人に係る国民年金手帳記号番号払出日が57年11月10日であることが確認できる上、当該記号番号の前後に存在する任意加入被保険者の資格取得日がいずれも同年10月中であることから、申立人の加入手続は同年10月ごろ、当時の住所地のB市C区にて行われたものと推認でき、申立内容とは一致しない。この点については、申立人の手帳記号番号を管轄している社会保険事務所（当時）を表す上4桁の記号が、A市で手続が行われた場合の「*」ではなく、当時B市C区を含む地域を管轄していたD社会保険事務所（A市を管轄区域に含まない。）（当時）で払い出されたことを示す「*」である状況及び、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿の存在が確認できない状況とも整合している。

また、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻の納付記録について、同人に係るA市の国民年金保険料収納・収滞納一覧表を見ると、申立期間を含む昭和53年4月から57年3月までの期間に係る保険料は、

すべて現年度納付されており、併せてA市の国民年金被保険者名簿では、54年1月を始期として口座振替納付の申出を行った事跡が確認できるが、申立人については、申立期間は加入手続より前に当たり、当初は未加入期間と認識されていたため、申立期間当時、制度上保険料を納付することはできず、申立人は夫婦分の保険料を納付することはできなかった。

さらに、申立人は、昭和56年9月の国民年金の加入手続と同時に国民年金保険料口座振替の申出を行い、以後、申立期間に係る保険料を口座振替によって納付したとしているが、加入手続時点では、申立期間に係る保険料は既に過年度保険料であることから、現年度保険料の納付しか行えない口座振替によっては納付できない上、申立人自身、過年度保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしていることから、申立人は、加入手続を行った昭和57年度分から現年度納付を開始したと考えるのが自然である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書の控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から54年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から54年7月まで

私は、昭和47年3月に大学を卒業後、同年4月からA国に渡りB業務に従事し、翌年の48年6月に父の仕事を手伝うために帰国した。

その後、母から、私の国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料を納付してくれていたという話を聞いたことがある。

申立期間に国民年金の加入記録が無く、納付済期間とされていないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録によると、申立人の公的年金記録は、昭和54年8月以降における共済組合の組合員期間を有するのみであり、国民年金被保険者期間の記録は見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、申立人の母親が、申立内容のとおり、申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認するとともに、オンライン記録により別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人も、母親から年金手帳を受け取った記憶は無いと陳述している。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していない上、これらを行ってくれていたとする申立人の母親も高齢のため、当時の加入をめぐる事情及び具体的な納付状況については不明であるほ

か、申立期間は6年間以上に及び、このような長期間にわたり、申立人の納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から53年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から53年8月まで

私は、伯父(妻の父)が経営するA市B区の事業所に住み込みで働いており、昭和43年9月ごろ、伯母(妻の母)に私の国民年金の加入手続きをしてもらい、それ以来、伯母が給料から私の国民年金保険料を天引きし、同居していた妻(当時は、未婚)の分と一緒に納付してくれていた。

昭和47年11月に結婚し、C市に転居してからは、妻が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付してくれていたのに、申立期間は、妻だけが保険料を納付済みであり、私に納付記録が無いことは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、転居後のC市において払い出されている上、その前後の任意加入被保険者の資格取得日及び申立人の付加保険料の納付開始時期から、昭和53年9月に加入手続きが行われたものと推定され、同年9月20日に初めて国民年金被保険者の資格を取得していることが申立人の特殊台帳及びオンライン記録により確認できる。したがって、申立期間については、記録の上では国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、申立人の妻のオンライン記録によると、婚姻の届出を行った昭和47年11月*日に、強制加入被保険者から任意加入被保険者に資格が変更され、妻の国民年金手帳にも同様の記載が確認できることから、この当時において、既に申立人が厚生年金保険被保険者であるものと考えられていたことがうかがえるとともに、申立人は、申立期間直後の53年9月の1か月、同年10月から同年12月までの3か月及び54年1月から同年3月までの3か月に係るC市

発行の国民年金保険料の手書き領収証書を所持していることなどを踏まえると、申立人に係る国民年金の加入当時において、国民年金被保険者の資格取得日を53年9月20日とした申立人の特殊台帳及びオンライン記録の内容を裏付けている。

さらに、申立人の伯母が、申立内容のとおり、申立人が昭和43年9月に国民年金の加入手続を行い、伯母及び申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、当時申立人が住み込みで働いていたとするB区において別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人は、結婚前における国民年金の加入手続に直接関与していない上、加入手続を行ってくれたとする申立人の伯母も既に亡くなっていることから、加入をめぐる当時の事情等は不明である。

加えて、申立期間は10年間に及び、このような長期間にわたり、夫婦一緒に納付していたとする国民年金保険料について、申立人の納付記録のみが毎回連続して欠落することは考え難い上、申立人の伯母及び申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から55年3月までの期間、62年4月から平成2年9月までの期間、4年4月から5年2月までの期間及び8年7月から15年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月から55年3月まで
② 昭和62年4月から平成2年9月まで
③ 平成4年4月から5年2月まで
④ 平成8年7月から15年4月まで

昭和43年12月に区役所から通知があり、多分、当時結婚していた最初の夫又はその親が私の国民年金の加入手続きを行い、最初の夫が、当時勤務していた夫の父が経営する店で集金人に夫婦の国民年金保険料を一緒に納付してくれていた。

最初の夫とは、離婚する約1年前の昭和52年ごろに別居し、A市B区に転居してからは、私自身が自宅近くの事務所において、集金人に国民年金保険料を納付していた。

また、昭和58年2月に前夫と再婚後は、前夫が夫婦の国民年金保険料を納付してくれていた。

したがって、私に未納期間は無く、申立期間が間違っただけで未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①のうち、昭和52年ごろに申立人の最初の夫と別居するまでの期間については、最初の夫が夫婦の国民年金保険料を一緒に集金人に納付してくれていたと申し立てしているところ、最初の夫は、50年10月及び同年12月に初めて、自身の年金受給資格期間を確保するために、35歳となる年度当初である45年4月までさかのぼって保険料を特例納付及び過年度納付し

ていることが特殊台帳により確認できるとともに、当該特例納付及び過年度納付後の期間は、一部の期間を除き、保険料の未納期間となっていることなどから、最初の夫が、申立期間①のうち、申立人と別居するまでの期間において、申立人の保険料と一緒に集金人に納付していたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人は、当該期間の保険料の納付に直接関与していない上、最初の夫は既に亡くなっていることから、当時の納付状況は不明である。

また、申立期間①のうち、最初の夫と別居して以降の期間については、申立人自身がB区の事務所において、集金人に国民年金保険料を納付していたと申し立てているところ、申立人に係る同区の被保険者名簿を見ると、申立人が昭和58年2月に申立人の前夫と再婚する前である申立期間①直後の55年4月から保険料の納付を開始していることが確認でき、申立人の特殊台帳及びオンライン記録とも一致しているほか、申立人は、当時の納付状況について、上記の申立内容以外に具体的な記憶が無いことなどを踏まえると、申立人の同区における保険料の納付の記憶は、申立期間①直後に開始された当該保険料の納付の記憶であるものとみるのが自然である。

申立期間②、③及び④について、申立人は、申立人の前夫が夫婦の国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てており、当該期間においても保険料の納付に直接関与していないことなどから、同様に当時の具体的な納付状況は不明であるほか、当該期間は、申立期間②のうち、昭和62年4月から平成2年4月までの期間を除き、前夫も保険料の未納期間となっている。

また、申立期間②のうち、申立人の前夫が国民年金保険料の納付済期間となっている上記期間については、申立人がその子供と共にC市に居住していたとする期間とほぼ一致しているほか、当該期間は3年間以上と長期間であり、この間、申立人の納付記録のみが毎回連続して欠落することは考え難い。

さらに、申立期間①、②、③及び④は合計22年間以上に及び、しかも4つの行政機関にわたっていることから、これだけの長期間及び回数 of 事務処理について、複数の行政機関がともに誤りを繰り返す可能性は極めて低いものと考えられるほか、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性についても、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の最初の夫及び申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたこと、並びに申立人の前夫が申立期間②、③及び④の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から46年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から46年2月まで

私たち夫婦は、結婚後しばらくは国民年金に加入していなかったが、昭和50年12月ごろに、今なら過去の未納保険料を納付できる旨の通知が届いたので、私が区役所に出向き、国民年金保険料の納付金額を確認したところ、具体的な金額についてははっきり覚えていないが、職員から、これだけの金額の保険料を納付すれば、満額の年金が受給できると教えられた。

その後、自宅に夫婦の納付書が送付されてきたので、夫が区役所で夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付した。満額の年金が受けられると聞き、そのとおりに納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされている上、夫婦で納付記録が異なっているのは納付できない。せめて、申立期間のうち、夫が保険料の納付済期間となっている昭和43年4月以降の期間だけでも、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年1月に結婚して以降、現在までの家計簿を所持していると陳述しているところ、国民年金保険料の納付を開始したとする50年12月の家計簿を見ると、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号が払い出された直後の同年12月17日に、11万2,500円の国民年金保険料をまとめて支出した記載が確認できるとともに、翌年の51年1月17日に、同年1月から同年3月までの夫婦二人分の現年度保険料額に相当する6,600円を支出して以降、基本的に3か月ごとに、当時における夫婦二人分の現年度保険料相当額を支出したことが記載されている。

そこで、申立人及びその夫に係る特殊台帳を見ると、申立人の夫については、家計簿に初めて国民年金保険料の支出日が記載された昭和50年12月17日に、

43年4月から47年12月までの57か月の保険料を特例納付するとともに、48年1月から50年3月までの27か月の保険料を過年度納付しているが、申立人については、特例納付した記録は無く、夫の過年度保険料と同様の期間のみを過年度納付していることが確認できることから、これらの保険料額を合計すると、夫婦で9万2,700円であり、これを家計簿に記載された支出金額11万2,500円から差し引くと、残り1万9,800円となることから、当該金額は、上記過年度納付後の同年4月から同年12月までの9か月に係る夫婦二人分の現年度保険料額に相当している。したがって、家計簿に記載された11万2,500円を含む一連の保険料に関する支出記録については、夫婦に係る特殊台帳の納付記録と一致しているものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、上記の保険料の納付のほか、別途、特例納付を行う必要があるところ、当該家計簿には、昭和50年12月17日の支出以外に、保険料をまとめて支出したことをうかがわせる記載は見当たらない上、申立人及びその夫も、これ以外に保険料をまとめて納付した記憶は定かでは無いと陳述している。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、オンライン記録により旧姓を含む各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（メモ、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から59年3月までの期間、61年4月から63年3月までの期間、同年6月、平成5年10月から6年3月までの期間及び8年4月から10年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年7月から59年3月まで
② 昭和61年4月から63年3月まで
③ 昭和63年6月
④ 平成5年10月から6年3月まで
⑤ 平成8年4月から10年12月まで

私は、昭和50年から61年ごろまでの約11年間、夫婦でA市のB業務店に勤務し、C市の自宅から通勤していた。その間のいつごろか時期は覚えていないが、国民年金保険料の納付が相当滞っていたので、妻が何回かに分割して、勤務地近くの郵便局でまとめて保険料を納付した記憶があると言っている。

その後、住民票をC市に置いたまま、一時期、6年間ほどD市に住んでいたこともあり、常に妻と一緒に各地へ出向き、夫婦で様々な職業に従事していたので、国民年金保険料を滞納することが多かった。

私は、当時、厚生年金保険及び国民年金のことはよく分からなかったが、国民年金の期間は、妻が夫婦の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたはずなので、上記申立期間について、保険料を納付していないかもう一度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、第3回目の特例納付実施期間の最終月である昭和55年6月に、C市において申立人の妻と連番で払い出されている上、申立人及びその妻の特殊台帳を見ると、夫婦共にこれ以降60歳まで国民年金

保険料を納付することで年金受給資格期間の25年を確保するため、申立人については、申立人が35歳となる49年*月から52年12月までの国民年金保険料を特例納付するとともに、53年1月から55年3月までの保険料を過年度納付し、妻については、妻が35歳となる53年*月から55年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できる。したがって、これらの納付記録は、夫婦がC市の自宅から、A市まで一緒に通勤していたところに、妻が勤務地近くの郵便局で保険料をまとめて納付したとする記憶と符合しているほか、上記過年度納付直後の同年4月から申立期間①直前の57年6月までの保険料(このうち、昭和55年5月以降の期間は付加保険料を含む。)を現年度納付するとともに、未納期間となった申立期間①の一部の期間に対し、年金受給権の確保の必要性から社会保険事務所(当時)が昭和58年度に2回にわたり納付催告を行ったこと等が具体的に記録されている上、特殊台帳とオンライン記録の納付記録が一致していることなどを踏まえると、申立人及びその妻に関する社会保険庁(当時)の記録自体に、特段不合理な点は認められない。

また、申立人及び夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、申立期間①当時に納付催告を受けた記憶は無いとし、その後の国民年金被保険者期間においては、住民票をC市に置いたまま、夫婦一緒に各地に出向き、様々な職業に従事していたので、保険料の納付済期間となっている期間を含め、その納付場所及び納付時期等について、ほとんど記憶に無いと陳述していることから、夫婦に係る具体的な納付状況は不明である。

さらに、申立期間①及び②並びに④及び⑤は、それぞれ国民年金保険料の免除期間前後の期間であり、当時において納付が困難な状況がうかがえるほか、申立期間③は申立期間②に近接している上、申立期間は合計5回に及び、当該期間は申立人の妻も同様に保険料の未納期間となっていることから、行政側が、夫婦同時に、しかもこれだけの回数 of 事務処理を続けて誤る可能性は極めて低いものと考えられる。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人及びその妻に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の妻が申立期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月から9年3月まで

国民年金の加入については、時期についてははっきりとは覚えていないが、自分自身でA市B区役所に出向き、手続を行ったと思う。

加入後は、未納及び免除申請をした期間もあったが、このうち申請免除期間については、会社勤務を開始して、経済的に余裕がでてきた平成5年ごろから、順次、追納も行った。

申立期間の国民年金保険料については、会社退職後に、自分自身で国民年金の再加入手続を行い、毎月、納付書により銀行の窓口で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年ごろから経済的に余裕ができ、過去の申請免除期間について、国民年金保険料の追納を行ったとしているところ、オンライン記録を見ると、昭和62年1月から平成元年3月までの申請免除期間の保険料について、5年3月から7年5月にかけて、おおむね毎月単位で追納しており、また、最後の追納を行った翌月の同年6月に、申立期間直前の同年4月分を現年度納付していることが確認できる。

しかし、申立人は、過去の免除期間について追納を行った後、申立期間の国民年金保険料の現年度納付を開始したと申し立てているものの、オンライン記録を見ると、平成元年4月から4年12月までの期間についても申請免除期間となっているところ、当該期間については追納を行わないまま、現年度納付を優先したことになるが、この点に関する申立人の陳述は曖昧である。

また、A市C区保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ても、申立期間の国民年金保険料の納付を示す事跡は確認できなかった。

さらに、申立期間は 23 か月間と比較的短期間であるものの、既に国民年金保険料の収納等に係るオンライン処理が導入された以降の期間であり、特に平成 9 年 1 月以降は基礎年金番号導入に伴い、記録漏れ及び記録誤りなどの可能性は低いとされている中で、申立期間の保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで
国民年金制度が発足した昭和36年4月ごろ、勤務先の事業主の奥さんが、国民年金のことを教えてくれたので、そのまま加入手続きをお願いした。
手続後は、女性の集金人が3か月ごとに、自宅近くの勤務先に来てくれていた。
当時、勤務先で国民年金に加入していたのは自分だけなので、集金人は自分のために来ていたはずであり、申立期間の国民年金保険料が納付済みとされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳並びに国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年4月1日を国民年金強制加入被保険者資格の取得日として、A市B区において、同年6月15日に夫婦連番で払い出されており、申立期間は、国民年金の未加入期間となっていることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。
また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人及びその妻は、申立期間中の昭和37年2月から同居を開始していることが、戸籍附票により確認できるところ、申立人の妻の国民年金手帳記号番号払出日、被保険者資格の取得日及び国民年金保険料の納付記録は、いずれも申立人と一致している一方、妻は、自身の保険料については、結婚後

からしか納付していないはずであると陳述している。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続について関与しておらず、申立人の加入手続を行ったとする事業主の妻の連絡先も不明であるため、当時の国民年金の加入状況等を確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から44年7月までの期間、52年10月から55年7月までの期間及び60年3月から平成元年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月から44年7月まで
② 昭和52年10月から55年7月まで
③ 昭和60年3月から平成元年5月まで

私は、A市役所又はB市役所で国民健康保険に加入した際に、国民年金にも加入するようと言われたので、同日に加入手続を行ったはずである。

保険料納付等は妻が行っていたので、詳細は定かではないが、金融機関の窓口で納付したり、自宅に市町村の職員が集金に来たり、市役所の窓口で納付したようである。

また、銀行の外交員が自宅に来た時に、自分自身で現金を渡したこともある。

各申立期間当時は、それぞれ別の会社に勤務していたが、長期間にわたって、何の年金制度にも加入していなかったということは無いと思う。

申立期間の国民年金保険料は妻が間違いなく納付しているので、未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA市役所又はB市役所で国民健康保険に加入した際に、国民年金の加入手続を行ったと申し立てている。

しかし、オンライン記録を見ると、申立人に係る国民年金被保険者資格の取得履歴は認められず、申立期間はいずれも未加入期間となっていることから、申立期間の国民年金保険料は、制度上、納付することはできない。

また、申立期間当時の住所地のうち、確認できたA市及びB市保存の国民年金被保険者記録を調査したが、申立人に係る国民年金の加入の事跡及び国民年

金保険料の納付事跡は認められなかった。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、申立人の居住履歴のある住所地の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与していない一方、申立人の保険料の納付を担っていたとする申立人の元妻は、既に他界しているとしており、申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から50年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から50年2月まで

会社を退職後、昭和40年ごろ、国民健康保険に加入するため区役所へ行ったところ、「国民年金もセットになっているので加入して下さい。」と係の人に言われたので、自分自身で国民年金の加入手続を行った。

結婚するまでは、姉夫婦と同居していたが、姉が経営していたお店に集金に来ていた銀行の外交員に姉と私が各自の国民年金保険料を納付し始めた。

結婚して姉との同居を解消して以降も納付を続け、サラリーマンの奥さんは国民年金保険料を支払わなくても良いとののがきをもらうまでは支払い続けていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和41年3月14日及び50年4月14日に払い出されており、また、特殊台帳を見ると、申立人の国民年金被保険者資格は、43年3月31日に喪失後、50年3月10日に任意加入により再取得していることが確認でき、申立期間は国民年金の任意未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、昭和43年3月に結婚するまでの期間の国民年金保険料については、当時同居していた姉と一緒に納付したと陳述しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、姉の国民年金手帳記号番号は50年3月14日に申立人と連番で払い出され、また、特殊台帳を見ても、姉の国民年金被保険者資格は同年3月10日に任意加入として取得していることが確認できることから、陳述内容と符合しない。

さらに、申立人は、結婚後も国民年金保険料を集金人に納付し続けていたと申し立てているが、申立内容に沿えば、B区では、申立人に対して、既に払い出した国民年金手帳記号番号により現年度保険料の収納を行いながら、申立期間直後の昭和50年4月に任意加入手続を行い、新たに別の手帳記号番号を払い出したこととなり、不自然な点は否めない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年2月29日から26年1月31日まで
② 昭和29年12月1日から30年6月30日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A県のB社及びC県のD社における加入期間が脱退手当金支給済みとされているが、脱退手当金が支給されたとされる昭和31年にはE県で働いていたため、脱退手当金を受け取ることはできない。

脱退手当金の請求手続はしておらず、受給した記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金の請求手続はしておらず、受給した記憶も無いと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月半後の昭和31年1月18日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、保険給付欄に脱退手当金を支給したことを示す「脱退手当金」の記載があり、資格期間、支給金額及び支給年月日はオンライン記録と一致している上、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人は、申立期間後のF社、G社及びH社における厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給したと主張しているところ、オンライン記録において当該脱退手当金が昭和40年10月14日に支給されていることが確認できることから、仮に申立期間の脱退手当金が支給されていなければ、当該期間についても併せて請求手続がとられるべきところ、同年10月支給の

脱退手当金には申立期間が含まれていないことから、申立期間については既に脱退手当金が支給されていたため請求手続を行わなかったと考えるのが自然である。

加えて、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された昭和31年当時は既にE県に転居していたので脱退手当金を受け取ることはできないと主張しているが、転居の時期が同年のいつごろであったかは覚えておらず、一方、支給決定の時期は同年1月18日であることから、転居前に脱退手当金を受給できる可能性は否定できない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 8 月 11 日から 27 年 9 月 13 日まで

夫の船員保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A船(船舶所有者はB社)に乗っていた期間の加入記録が無いとの回答を受けた。船員手帳に乗船記録が有るので、申立期間について、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の船員手帳の記録から、申立人が申立期間にA船で勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、A船の船舶所有者であるB社が船員保険の適用事業所となった記録は無い。

また、申立人は既に死亡しており、申立期間当時の同僚等が把握できないため、これらの者から申立期間における保険料控除の状況等を確認することもできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年から31年まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社では兄と一緒に勤務しており、兄には加入記録が有るので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事業主の妻及び申立人の兄の陳述から判断して、申立人がA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日(昭和29年3月1日)に被保険者資格を取得している元従業員の一人は、「私は昭和28年12月ごろに入社した。入社時に申立人の兄は在籍していたが、申立人とはA社と一緒に勤務したことは無い。」と陳述しており、また、別の元従業員も、「私が昭和29年3月に入社した時、申立人の兄は在籍していた。私は56年2月までA社で勤務したが、申立人と一緒に勤務したことは無い。」と陳述していることから、申立人が同社で勤務していた時期は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であったことが考えられる。

さらに、申立期間当時の事業主の妻は、「A社は昭和44年に法人化した但、それまでの個人事業所であった時期は、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった。」と陳述しているところ、申立人が申立期間の前に勤務した事業所から呼び寄せてA社と一緒に勤務したとする同僚は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、加入記録は確認できない。

加えて、申立期間当時の事業主及び申立期間当時に社会保険事務を担当していた事業主の父は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る保険料控除

の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 26 年 1 月 1 日から同年 8 月 10 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①は、A社（現在は、B社）に勤務した期間であるが、同期間に加入記録が無い。一方、社会保険事務所では、昭和 19 年 9 月 4 日から同年 10 月 16 日までの期間に同社C支店での厚生年金保険加入が記録されているが、同年 4 月に同社を退職してD学校に入学し、その後は終戦まで予備兵として軍隊に所属していたので、記録の有る期間に同社で勤務することはできない。

申立期間②は、昭和 26 年 1 月からE社にF職として勤務したのに、厚生年金保険の加入記録は、同年 8 月の 1 か月しかない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社で勤務し、厚生年金保険（当時は、労働者年金保険）に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、「労働者名簿等申立期間当時の人事資料は、保存していない。」としている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、事業所等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者資格を取得している元従業員に照会し 8 人から回答を得たが、申立人を覚えている者はいない。

さらに、申立人は、A社においてG業務に従事していたとしていることから、労働者年金保険の適用対象である筋肉労働者ではなかったことが考えられるところ、申立人が上司であったとする者も、前述の被保険者名簿に加入記録は確認できない。

加えて、申立人は、申立期間に労働者年金保険被保険者台帳記号番号通知票及び健康保険被保険者証の交付を受けた記憶が無いとしており、保険料控除に係る記憶も曖昧である。

なお、申立人が申し立てているD学校での在学及び予備兵としての勤務は、関係機関に当時の記録が残されておらず、確認できない。

申立期間②については、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶する二人の同僚が申立期間に被保険者であったことが確認できること、及び同社における申立人の被保険者記録が15日間であるにもかかわらず申立人の記憶は詳細であることから判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間も同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間中の昭和26年1月10日にE社で被保険者資格を取得している元従業員は、「私は、昭和25年10月ごろに入社した。試用期間は4か月ほど有り、その間は厚生年金保険に加入していない。」と陳述しているところ、申立人は、「大学在学中の昭和25年12月に採用が内定し、3月卒業を条件に、26年1月から勤務した。」と陳述していることから、申立人については、大学卒業後同年4月に正式採用され、4か月間の試用期間を経て、同年8月に厚生年金保険の加入手続が行われたことが考えられる。

さらに、申立人は、申立期間に厚生年金保険被保険者証及び健康保険被保険者証の交付を受けた記憶が無いとしており、保険料控除に係る記憶も曖昧である。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7645

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 25 日から同年 5 月 31 日まで
② 昭和 33 年 9 月 1 日から 34 年 1 月 11 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

中学卒業後すぐにA社で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 45 年 6 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している者 3 人のうちの 1 人は、元従業員の陳述から、申立期間当時からB船(船舶所有者は、C社)及びD船(船舶所有者は、E社)の会計責任者であったと推認されるところ、申立期間当時、同人は、E社の予備船員として船員保険の被保険者であったことが確認できることから、申立期間当時に、B船及びD船に係る厚生年金保険の適用事業所は無かったと考えられる。

さらに、申立期間当時の船舶所有者及び会計責任者は既に死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年ごろから 59 年ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間も同社で間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社保管の賃金支払帳から、申立人が、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から同年 9 月までの期間、56 年 3 月から同年 11 月までの期間及び 57 年 4 月から 59 年 6 月までの期間について、同社で勤務していたことが確認できる。

しかし、前述の賃金支払帳の申立人の欄を見ると、各月とも厚生年金保険料控除額は 0 円と記録されており、また、申立人の氏名の横には「パート」と記載されていることが確認できるところ、A社は、「申立人はパートタイムの従業員であり、申立期間当時、社会保険料は控除していなかった。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人と同様に当該賃金支払帳にパートと記載されている者の加入記録は見当たらないことから、同社では、申立期間当時、パートタイムの従業員については、厚生年金保険に加入させない取扱いであったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月ごろから 39 年 1 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間については、年金の裁定請求時に、社会保険事務所でA社に勤務したことについて質問され、勤めたことを思い出したので、厚生年金保険の加入記録が有ると思い、年金裁定請求書に同社での勤務期間を記入して提出したが、加入記録無しとして年金額が決定された。

申立期間中に行った慰安旅行の写真も持っており、申立期間にA社で勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の慰安旅行の写真及び同僚の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和 43 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の連絡先も不明であるため、同社等から申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は確認できない。

また、慰安旅行の写真に写っている同僚の一人は、「私は昭和 38 年 1 月ごろに入社したが、会社は、入社後すぐには厚生年金保険の加入手続きをしてくれなかった。」としており、別の同僚も、「試用期間が有った。」と陳述している。

さらに、慰安旅行の写真に写っており申立人が記憶している同僚 7 人についてオンライン記録を見ると、5 人は申立期間後の昭和 39 年 2 月 1 日にA社又は同社の同族会社であるB社で厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、そのうち1人は、38 年 8 月から資格取得時まで国民年金に加入し保険料を納

付していることが確認できる。また、残る2人は、いずれの事業所においても厚生年金保険の加入記録が確認できない。

加えて、申立人は、申立期間の厚生年金保険料控除について明確な記憶が無く、このほかに、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 11 月から 31 年 4 月まで
② 昭和 32 年 11 月から 33 年 4 月まで
③ 昭和 34 年 3 月から同年 8 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①及び②は、A社の下請であったB事業所で、C業務に従事した。

申立期間③は、D社でアルバイトとして勤務し、E業務に従事した。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、A社の下請であったB事業所に所属して、C業務に従事し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録において、申立人が勤務したとするB事業所という名称又は類似名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。また、B事業所が下請であったとされるA社についても、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和41年6月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

さらに、申立人が記憶する同僚は全員が連絡先不明であり、これらの者から申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

加えて、申立人は、B事業所から健康保険被保険者証を受け取った覚えは無いとしているほか、申立人が陳述する申立期間当時の厚生年金保険料控除額は、申立期間当時の定められた保険料額と符合しない。

申立期間③については、申立人は、D社でアルバイトとしてE業務に従事し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によれば、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和39年3月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、D社は、平成14年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡している上、申立人が記憶する同僚も、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名が確認できないことから、これらの者から申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

さらに、D社が厚生年金保険の適用事業所となった日及びその1か月後に被保険者資格を取得している元従業員12人に照会したところ、回答の有った3人は、同社が適用事業所となるまで給与から厚生年金保険料は控除されていないと陳述している。

加えて、申立人は、D社から健康保険被保険者証を受け取った覚えは無いとしているほか、申立人が陳述する申立期間当時の厚生年金保険料控除額は、申立期間当時の定められた保険料額と符合しない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 6 月ごろから 36 年 11 月ごろまで
② 昭和 36 年 12 月ごろから 38 年 4 月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①はA社で、申立期間②はB社で勤務したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社に勤務し、C業務に従事していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立期間当時の資料は保存していないため、申立人の在籍等は確認できないとしている。

また、申立人が名前を記憶している上司は既に死亡しているため、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者資格を取得している元従業員 50 人に照会し 30 人から回答を得たが、申立人を覚えている者はおらず、申立人の申立期間に係る勤務実態等は確認できない。

さらに、上記照会に回答の有った者のうち申立期間当時に給与担当であったとする者は、「申立期間当時、働く者の出入りが激しく、すぐに辞める者が多かったので、仕事内容を覚えてから厚生年金保険に加入させていたと思う。」と陳述している。

加えて、元従業員の一人は、「申立期間当時、高校から新卒入社の場合は入社時から正社員であったが、私のように中学校卒業で入社した者は、最初は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と陳述しており、また、別の元従業員は、「申立期間当時、高校から新卒入社の場合は入社時から正社員であったが、途中入社の場合は、日給月給制で採用され、勤務態度等に応じて、上司の判断で正社員への切り替えが行われていたと思う。私の場合は、知り合いの紹介でア

アルバイトとして入社し、4か月後に上司から正社員にすると言われた。その時から、給与も、日給月給制から月給制に変わった。」と陳述している。

これらから、申立期間当時、A社では、すべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなく、正社員への登用時に加入させていたことがうかがえる。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

申立期間②については、申立人は、B社に勤務し、D業務に従事していたと申し立てている。

しかし、B社は、平成20年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明のため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人が名前を記憶している同僚は既に死亡しているため、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間当時に被保険者資格を取得している元従業員12人に照会し4人から回答を得たが、申立人を覚えている者はおらず、これらの者からも申立人の申立期間に係る勤務実態等は確認できない。

さらに、上記照会に回答の有った者のうち申立期間当時に給与担当であったとする者は、「申立期間当時、働く者には月給制の正社員と、日給月給制の臨時社員がいた。臨時社員は厚生年金保険には加入していなかった。正社員も最初は臨時社員として入社し、少なくとも2か月以上たってから上司の承認を得て正社員になり、その時から厚生年金保険に加入していた。」と陳述している上、別の元従業員も、「正社員として入社してもすぐには厚生年金保険に加入していなかった。試用期間は定まっておらず、上司の判断で加入手続がとられていた。」と陳述していることから、申立期間当時、B社では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させておらず、また、加入させる際も入社後すぐではなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間当時にE職をしていたとする別の元従業員は、「申立人が従事していたとするD業務は正社員の仕事ではなかったと思う。」と陳述している。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年1月から20年4月1日まで
② 昭和20年4月1日から同年9月1日まで
③ 昭和20年9月1日から22年11月1日まで
④ 昭和27年9月1日から28年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①はA社B支店C出張所で、申立期間②は同社D支店で、申立期間③は同社E支店で、継続して勤務した。

また、申立期間④については、F社で昭和28年7月末まで勤務し、G社の関連業務に従事していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間にA社B支店C出張所に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該同僚は、「当時の給料から仕送りをしてしたが、厚生年金保険被保険者証(当時は、労働者年金保険被保険者台帳記号番号通知票)及び保険料控除については覚えていない。」と陳述している。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社B支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和22年11月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

申立期間②については、同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間にA社D支店に勤務していたことが推認できる。

しかし、前述の同僚は、「当時の厚生年金保険被保険者証及び保険料控除に

については覚えていない。」と陳述している上、オンライン記録において、A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となった記録は無い。

申立期間③については、同僚の陳述等から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間にA社E支店に勤務していたことが推認できる。

しかし、前述の同僚は、「当時の厚生年金保険被保険者証及び保険料控除については覚えていない。」と陳述している上、A社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社E支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和22年10月1日であり、申立期間のうち同日より前の期間は適用事業所ではない。

このほか、申立期間①、②及び③における保険料控除に係る申立人及び前述の同僚の記憶は曖昧であり、当該保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

申立期間④については、申立人は、昭和28年7月末までF社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、F社は、昭和49年に解散しており、事業主の所在は不明であるほか、同社の元従業員で唯一連絡の取れた者は、「私は、主に総務・会計の仕事を担当していたが、申立人のことは分からない。」と陳述していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、申立人は、「F社での仕事が減り、給与も減額になったので、当時の部長の紹介で次の会社に転職した。」としているが、オンライン記録によれば、当該部長は昭和28年1月1日にF社で被保険者資格を喪失しており、自身は同年7月まで同社に勤務したとする申立内容とは符合しない。

さらに、申立期間における保険料控除に係る申立人の記憶は曖昧であり、このほかに当該保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、G社の関連業務に従事していたと申し立てているところ、同社は、「当該関連業務の資料及び請負業者名等は保管していない。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月 30 日から 61 年 4 月 8 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社で勤務したこと示す当時の資料として、勤務先名が確認できる納税誓約書及び健康保険組合から支給された薬箱を保管しているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する納税誓約書及び当時の同僚の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 63 年 7 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立人が同じ職場で勤務したと申し立てている同僚は、「当時のA社は厚生年金保険の適用を受けていなかったため、私は国民年金に加入していた。申立人をはじめ、その当時、同社で勤務していた者に厚生年金保険の加入記録は無いはずである。」旨陳述している。

さらに、当該同僚が保管する申立期間当時の給与明細書を見ると、厚生年金保険料控除額欄は空欄で、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

加えて、A社の事業主は、「当時の人事資料及び給与関係資料は保存されておらず、厚生年金保険料の控除についても不明である。しかし、厚生年金保険に加入していない時期に従業員から厚生年金保険料を控除することはあり得ない。」旨陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月26日から同年2月6日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B支店で勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社B支店の有期社員からC社の正社員になった時期であるが、雇用主が変わっただけで、職場に変更は無く、継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の人事記録から、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、C社は、「当社が作成し保管する社会保険加入者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、平成元年2月6日と記録されている。当社の給与の締め日が毎月5日であることから、申立人の資格取得日を同年2月6日にしたものと考えられる。申立人は、申立期間は厚生年金保険被保険者となっておらず、厚生年金保険料も控除していない。」としている。

また、C社は、「当社は、通常、従業員の厚生年金保険と雇用保険の資格の取得は同一日付で行う。」としているところ、申立人の同社における厚生年金保険と雇用保険の資格取得日は、ともに平成元年2月6日で一致している。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同様に、平成元年1月26日にA社B支店で被保険者資格を喪失後、同年2月6日にC社で資格を取得し、申立期間の加入記録が無い者が、申立人のほかに4人確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 1 月 1 日まで
② 昭和 46 年 10 月 1 日から 48 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 53 年 10 月 1 日から 54 年 1 月 1 日まで
④ 昭和 56 年 10 月 1 日から 58 年 10 月 1 日まで
⑤ 昭和 59 年 10 月 1 日から平成元年 8 月 1 日まで
⑥ 平成 4 年 12 月 1 日から 5 年 4 月 1 日まで
⑦ 平成 6 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の標準報酬月額が実際の給与よりも低く記録されていることが分かった。申立期間①、②、③、④及び⑤は、A社（現在は、B社）で正社員として勤務し、在籍中、給与が下がることは無かったにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が低下している。申立期間⑥及び⑦は、C社で代表取締役として勤務し、給与は 53 万円以上だった。

申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③、④及び⑤については、申立人は、A社の在籍期間中に給与が低下することは無かったのに、社会保険事務所に記録されている申立期間の標準報酬月額は、従前の標準報酬月額よりそれぞれ低下していると申し立てている。

しかし、B社は、「申立期間の賃金台帳は保存していないが、D業という当社の業種の特性上、残業の有無等により標準報酬月額の算定対象月の報酬が変動するため、従前の標準報酬月額より算定後の標準報酬月額が低下することはあり得る。また、申立期間当時からきちんとチェックした上で届出を行っていたことから、社会保険事務所に記録されている申立人の標準報酬月額

に誤りは無いと確信しており、当社では、当該記録どおりの届出及び保険料控除を行っていた。」としている。

また、B社提出の申立人に係る昭和60年度及び61年度の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写し及び昭和60年から63年までの健康保険組合からの標準報酬月額に係る通知書の写しにそれぞれ記載されている標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認でき、これら提出資料に係る期間については、社会保険事務所の記録どおりの届出を行っていたとする同社の陳述と符合する。

さらに、申立人と同一業務に従事していたとする複数の元従業員は、「残業の有無等により報酬が変動することがあった。」と陳述しており、オンライン記録を見ると、複数の元従業員の標準報酬月額は、算定前の標準報酬月額よりも算定後の標準報酬月額が低下している期間が複数確認でき、当該元従業員の陳述と符合するほか、これら元従業員の申立期間における標準報酬月額の推移を見ると、申立人の記録とほぼ同様の昇給の変化となっていることが分かる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、標準報酬月額の^{そきめう}遡及訂正など、不自然な点は見当たらない。

申立期間⑥及び⑦については、申立人は、申立期間の給与は53万円以上であったのに、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額はこれより低額であると申し立てている。

しかし、事業主であった申立人は、「申立期間当時の資料は保存しておらず、また、C社の社会保険事務は、社会保険労務士に委託していたため、自分は一切関与していない。」と陳述しているところ、申立期間当時、申立人が同社の社会保険事務を委託していたとする社会保険労務士は連絡先不明のため、申立期間当時の手続の状況等について確認することはできない。

また、商業登記の記録から、申立人は、申立期間にC社の代表取締役であったことが確認できるところ、日本年金機構は、「代表取締役たる被保険者に係る標準報酬月額の引き下げに当たっては、届出書のほかに、役員報酬議事録の添付が必須である。」としており、申立人は、自身の標準報酬月額の引下げを知り得る立場にあったといえる。

このほか、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 7 月から平成元年 3 月 1 日まで
② 平成 2 年 6 月 26 日から同年 8 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①については、昭和 63 年 7 月から A 社で B 職として勤務したのに、加入記録は平成元年 3 月 1 日からとなっている。申立期間②については、2 年 6 月 26 日から C 社に勤務し、D 業務に従事していたのに、加入記録は同年 8 月 1 日からとなっている。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立期間も A 社で B 職として勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立期間当時の事業主で、現在も同職にある者は、「申立人を記憶しておらず、申立期間当時の人事記録及び賃金台帳などの関連資料も保管していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除については分からない。」と陳述している。

また、オンライン記録において、申立期間に A 社で被保険者記録の有る元従業員に照会し 4 人から回答を得たが、申立人の申立期間における勤務をうかがわせる陳述は得られなかった。

さらに、事業主は、「当社では、B 職の従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させることはなく、半年から 1 年ぐらいたってから加入させていた。厚生年金保険に加入させていない期間は、保険料も控除していない。」と陳述している。

加えて、B職の責任者であったとする元従業員は、「A社では、従業員の入れ代わりが激しかったため、入社後すぐには厚生年金保険に加入させなかったと思う。」と陳述しており、また、B職であったとする元従業員の一人も、「B職の従業員は、入社から半年ぐらいは厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と陳述しているところ、オンライン記録を見ると、同人は、自身が記憶する入社日から約6か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人のA社における雇用保険の資格取得日は平成元年3月1日であり、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

申立期間②については、C社の社員名簿及び総務担当者の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時も同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、C社が保管する被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書から、同社が申立人の資格取得日を、申立期間の終期である平成2年8月1日として社会保険事務所に届け出たことが確認できる。

また、C社の社員名簿を見ると、申立人の入社日欄に「2.8.1」の記載が確認できるところ、このことについて前述の総務担当者は、「当該記載は、申立人を平成2年8月1日付けで正社員として採用したことを意味する。当社は、従業員を正社員として採用する前に研修期間を設けているが、研修期間に従業員を厚生年金保険に加入させることはなく、保険料も控除していない。」旨陳述している。

さらに、申立人と同一日の平成2年8月1日に被保険者資格を取得している元従業員二人は、「私の入社日は平成2年6月ごろである。C社では、2か月程度の見習い期間があり、入社後すぐには厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と陳述している。

加えて、申立人が同じ時期に入社したと記憶する同僚一人について、オンライン記録を見ると、同人も申立人と同一日の平成2年8月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 12 月から 52 年 4 月まで
② 昭和 52 年 12 月から 53 年 4 月まで
③ 昭和 53 年 4 月から同年 10 月まで
④ 昭和 53 年 12 月から 54 年 4 月まで
⑤ 昭和 54 年 12 月から 55 年 4 月まで
⑥ 昭和 55 年 4 月から同年 10 月まで
⑦ 昭和 55 年 12 月から 56 年 4 月まで
⑧ 昭和 56 年 12 月から 57 年 4 月まで
⑨ 昭和 57 年 12 月から 58 年 3 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間①、②、④、⑤、⑦及び⑧は、A社でB職として勤務していた。また、申立期間⑨についても、昭和 57 年 12 月から 58 年 4 月までの期間に同社でB職として勤務していたのに、加入記録は同年 3 月 1 日から同年 4 月 3 日までの 1 か月となっている。

申立期間③及び⑥は、C社で派遣社員として勤務し、D業務に従事していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、④、⑤、⑦、⑧及び⑨については、申立人提出の申立期間に開催されたイベントのパンフレットで、B職として申立人の名前が確認できること、同僚の陳述及び一部期間に係る雇用保険の記録から判断して、申立人が申立期間にA社でB職として勤務していたことが推認できる。

しかし、事業主は、「申立人のようなB職については、本人の希望に基づき厚生年金保険に加入させていた。申立期間は、申立人が希望しなかった期間であるので、厚生年金保険に加入させておらず、給与から保険料も控除していない。」と陳述している。

また、オンライン記録によると、申立人が自身と同じB職として勤務していたとする同僚5人のうち、2人は前述のパンフレットにB職として名前が記載されている期間のほぼすべてにA社で厚生年金保険に加入していることが確認できるが、ほかの2人は、当該期間の多くに厚生年金保険に加入しておらず、残る1人は、同社における加入記録は無い。

さらに、申立人は、申立期間①、②、⑦及び⑨において雇用保険に加入しているが、同僚一人の雇用保険及び厚生年金保険の加入記録を見ると、雇用保険には加入しているが、厚生年金保険には加入していない期間のあることが確認できることから、申立期間当時、A社では、必ずしも従業員を両保険に同時に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間⑧及び⑨に国民年金に加入しており、申立人提出の国民年金保険料領収証書から、申立期間当時に国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間⑧の一部を含む昭和56年11月24日から57年2月21日までの期間に、失業給付を受給している。

申立期間③については、申立人提出のパスポートの記録等から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時にC社で派遣社員として勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間当時の事業主は、「派遣社員の契約等については、親会社であるE社が行っていたので、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していたかどうかなどについては分からない。」と陳述している。

また、親会社であるE社は、「申立期間当時の関連資料は残っておらず、当時のことを知っている従業員も既に退職しているため、派遣社員の厚生年金保険の加入状況等については不明である。しかし、当社では、子会社の従業員を当社で厚生年金保険に加入させることはない。」としている。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、昭和54年5月1日から同年9月9日までの期間、56年4月22日から同年9月1日までの期間及び57年5月7日から同年9月1日までの期間に、C社で厚生年金保険に加入しているところ、これらの期間と符合する雇用保険の加入記録は確認できるが、申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

申立期間⑥については、申立人提出の、申立人がC社と交わした雇用契約書、昭和55年7月の給料明細書及び同年分の源泉徴収票から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時に同社で派遣社員として勤務していたことが推認できる。

しかし、昭和 55 年 7 月の給料明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されておらず、同年分の源泉徴収票を見ても、社会保険料の金額欄は空欄であることから、申立期間に係る保険料控除は無かったと認められる。

また、申立期間⑥についても、申立期間③と同様に、申立期間当時の事業主及びE社は、申立人の申立期間における保険料控除については不明としているほか、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月ごろから33年10月ごろまで

私は、A社を退職してすぐに、B社に勤務していた伯父の紹介で、C組織（現在は、D組織）の採用面接を受け採用された。

C組織では本部におけるE職として勤務し、結婚（昭和33年11月）準備のため、その1か月前の昭和33年10月ごろに退職したが、勤務して2年目ぐらいに入院して健康保険被保険者証を使ったことがあるのに、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いのは納得ができない。

申立期間が厚生年金保険に未加入となっていることについては、年金受給申請時から何度も社会保険事務所（当時）に出向き、申し立てを繰り返してきた。当時の資料は無いが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてC組織本部のE職として勤務していたと申し立てているところ、申立人提出の写真に同組織の看板が確認できる上、撮影されている同僚には、同組織に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の加入記録が確認できることや同僚の陳述などから判断すると、勤務期間は確認できないものの、申立人は、同組織に勤務していたことが推認される。

しかし、昭和33年3月からC組織に勤務していた同僚は、「C組織に勤務し始めた時、申立人は既に退職したと聞いた。」旨を陳述していることから、同年3月時点において、申立人は退職していた可能性を否定できず、また、同組織の後継組織であるD組織も、「当時の資料が無く、申立人の勤務実態は不明。」と回答しているなど、申立人が同年3月以降において、同組織に勤務していた

ことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、C組織が厚生年金保険の適用事業所となった日は、昭和33年7月1日であり、申立期間のうち、同日以前の期間は、同組織が適用事業所ではなかった期間に当たる。

加えて、C組織が厚生年金保険の適用事業所となった時点において、被保険者資格を取得している複数の同僚からは、「C組織が適用事業所となるまでの期間は、厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨の陳述が得られた。

また、C組織が厚生年金保険の適用事業所となった昭和33年7月1日以降に同組織の社会保険事務を担当していた同僚は、「C組織が厚生年金保険の適用事業所となった際には、在籍していたすべての者の加入手続を行った記憶があるので、当時、在籍していた者が未加入となっているとは考え難い。」旨陳述しており、当該時点において退職していた可能性を否定できない上、D組織も、「申立人の申立期間における保険料控除についても不明。」と回答していることなどから、申立人の保険料控除について確認することができなかった。

なお、申立人は、C組織における勤務中に入院し、健康保険被保険者証を使用した記憶があると申し立てしているところ、F健康保険組合は、「当時の資料が無いため申立人の加入日は確認できないものの、C組織は、昭和24年12月から当健康保険組合の適用事業所となっている。」旨回答していることから、申立人は、申立期間中において当該健康保険組合の被保険者であったことが考えられる。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7657 (事案 3863 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月ごろから34年7月ごろまで

私は、申立期間において、A社本社に勤務し、B業務に従事していた。

当時、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないとして、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。

上記通知を受け取った後、A社本社での勤務期間中にC現場にD職として出張したことを思い出したので調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人主張の事業所所在地がA社の被保険者名簿の記録と一致しているものの、同僚からは、申立人が申立期間当時に勤務していたことをうかがわせる陳述を得られず、申立人の勤務実態を確認することができなかったこと、ii) A社の現在の人事担当者は、「申立期間当時の資料は無く、申立人の保険料控除等については不明である。」と回答しているほか、申立期間の保険料控除をうかがわせる事情等は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年8月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「申立期間中に、C現場にD職として出張していたことを思い出した。」ことを理由に再申立てを行っていることから、改めて、A社本社に対して申立人の在職及びC現場に出張し、D職として勤務していたことなどについて事情照会を行ったが、同社本社は、「申立人に該当する記録は無く、申立人主張の事実を確認することはできない。」旨を回答している。

また、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者に申立人

のC現場における勤務実態及び給与からの保険料控除について事情照会をすることができないほか、C現場を施工したE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿も調査したが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

なお、E社は、「申立人が申立期間にC現場でD職として勤務していたことについては、資料が無く確認できない。」旨回答している。

このほか、申立人からその根拠となる新たな資料等の提出は得られず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 1 日から平成元年 6 月 1 日まで
私は、前職のA社を退職後、昭和 62 年 10 月 1 日に同社の取引先であったB社に入社し、平成元年 5 月 31 日まで継続して勤務した。
しかしながら、社会保険事務所(当時)の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社の事業主の息子に誘われ、前勤務先を退職後、すぐに同社に入社したと申し立てているところ、当該事業主の息子及び同僚の陳述から判断すると、申立人の入社及び退社時期は特定できないものの、申立期間当時、同社に在籍していたことが推認される。

しかしながら、申立人がB社に入社した時点において社会保険事務を担当していた同僚は、「申立人に対する厚生年金保険被保険者としての加入手続を行った記憶は無い。また、未加入者から保険料を控除することもなかった。」旨陳述している。

また、申立人は、当時、B社の従業員数は4名であったと申し立てているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間中の厚生年金保険被保険者は2名であることが確認でき、同社では、申立期間当時、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人の記憶は定かではなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社でB業務従事者として勤務した期間の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間の前まではC社で勤務しており、また、申立期間後は同社に戻ったが、申立期間はA社で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社提出の人事記録から、申立人が申立期間にA社でE職として勤務し、同社から給与を支給されていたことが確認できる。

しかし、D社は、申立期間当時のA社における厚生年金保険の取扱い及び保険料控除については、関係資料が無いため不明としている。

また、申立期間当時のA社の事業主は、「当時、ほかの会社から短期間派遣された非常勤のB業務従事者は、派遣先では厚生年金保険に加入していなかったと思う。社会保険事務所に厚生年金保険の各種届出書を提出したこともない。」と陳述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立期間の健康保険整理番号は連番で欠番は無く、同原票の記録に不自然な点も見られない。

一方、オンライン記録を見ると、申立人と同様に、C社に在籍中にA社へ派遣された者について、同社在籍中もC社において継続して厚生年金保険に加入していた者が3人（A社での勤務時期は昭和57年4月以前）、申立人と同様に加入記録の無い者が2人（A社での勤務時期は昭和57年5月以降）いることが確認できる。

このことについて、C社は、「当社からA社への派遣期間中に当社で厚生年金保険に加入していた者がいる事情は不明であるが、当該期間中は、派遣先のA社で報酬を支払っていたと考えられる。」としているところ、申立人及び加入記録が継続している当該3人のうちの1人は、「A社で勤務した期間の給与は、同社から支給されていた。C社から給与が支給されることは無かった。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給された給与額より低く記録されていることが分かったので、支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額(給与支給額)のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかし、申立期間のうち、平成 18 年 9 月から同年 12 月までの期間については、申立人提出の同年分の源泉徴収票から、申立人の主張するとおりの額の給与が支給されていたと認められるものの、申立人の陳述及び当該源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額に基づき算出した厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額(16万円)に基づく額とほぼ一致している。

また、申立期間のうち、平成 19 年 1 月から同年 8 月までの期間については、A社提出の同年分の賃金台帳から、申立人の主張するとおりの額の給与が支給されていたと認められるものの、当該賃金台帳に記載されている社会保険料控除額の合計額から算出した厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額(16万円)に基づく額とほぼ一致している。

さらに、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡は無く、記録に不自然な点は見られない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 11 月 1 日から 25 年 2 月 1 日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B支社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答ももらった。申立期間も同社で勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職証明書から、申立人が申立期間も同社で勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の社会保険関係の資料等を保管しておらず、申立期間当時の事務担当者等も既に死亡しているため、申立人の申立期間における保険料控除の状況等は確認できない。

また、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る二人は所在不明であるため、これらの者から申立人に係る保険料控除及び同社B支社における厚生年金保険の取扱いの状況を確認することもできない。

さらに、前述の被保険者名簿に被保険者記録が有る元従業員は、いずれも申立人と資格取得時期が異なり比較が難しいため、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中に被保険者資格を取得している14人について、同社保管の労働者名簿により入社日を確認したところ、特定の1人を除き、いずれも入社日の1か月から6か月後に資格を取得している。加えて、同人たちの資格取得日は、入社日が異なっているにもかかわらず、14

人中3人が昭和24年10月1日、残る11人が申立人と同じ25年2月1日となっていることから、申立期間当時、同社では、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなく、また、資格取得の手続もまとめて行っていたことがうかがえる。

さらに、当該14人のうちの1人は、「入社後6か月ほどの試用期間中は社会保険に未加入であり、当該期間中は保険料を給与から控除されることはなかった。」と陳述している。

加えて、A社B支社の当該被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月25日から同年7月16日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間もA社で勤務し、同社を退職後すぐにB社C支店に臨時社員として入社したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社(現在は、D社)で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員43人に照会し、23人から回答を得たものの、申立人が申立期間に同社で勤務していたことをうかがわせる陳述等は得られなかった。

また、D社は、申立人の申立期間に係る在籍及び保険料控除については不明と回答している。

さらに、申立期間当時のA社の事務担当者は、「A社では、人事関係手続を法令及び就業規則に従って厳正に行っていた。したがって、申立人は、厚生年金保険の記録どおりに昭和29年1月に退職している。また、申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除していない。」と陳述している。

一方、申立人は、A社を退職後すぐにB社に入社したと陳述していることから、申立人が申立期間にB社C支店で勤務していたことも考えられるため、同社についても調査した。

その結果、申立人と同様に、申立期間当時、B社C支店において臨時社員で

あったとする元従業員3人は、自身の入社日について、資格取得日より数か月から半年程度前であったとしているところ、当該3人及び申立人と同一日に資格を取得している6人の元従業員（臨時社員3人を含む。）についてみると、1人を除き、厚生年金保険の資格取得日より4か月から9か月程度前に雇用保険に加入していることが確認できる。

これらのことから、B社C支店では、申立期間当時、臨時社員として入社した従業員を、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがわれる。

また、B社及びE社（B社C支店の承継先）は、申立期間当時の関係資料が残っていないため、保険料控除については不明と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月から 47 年 8 月 5 日まで

私は、昭和 43 年 10 月から 47 年 10 月 20 日までの期間、A 社に勤務し、B 職をしていた。しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、43 年 10 月から 47 年 8 月 5 日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 10 月に A 社に入社し、申立期間も同社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、A 社の事業主は、「申立期間当時、当社は C 業務の免許を受けていなかったため、B 職を採用していなかった。申立人は、当社の関連業務を請け負っていた「D 社」に所属していた個人事業主であったため、当社から給与を支給することはなく、厚生年金保険料を控除することもなかった。」と回答している。

また、申立期間当時、A 社で経理事務を担当していた従業員は、上記の同社事業主の回答と同様の陳述をしていることに加えて、申立人が昭和 47 年 8 月 5 日に同社において厚生年金保険に加入した経緯について、「申立人から社会保険に入りたいので、A 社に入社したいとの希望があり、採用し、E 業務を担当してもらっていた。社会保険には入社と同時に加入させたと思う。」旨陳述している。

さらに、雇用保険の加入記録を見ても、申立人は、A 社において昭和 47 年 8 月 5 日に被保険者資格を取得しており、厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 8 月 1 日から 10 年 1 月 1 日まで
社会保険庁（当時）の記録では、A社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日が平成 10 年 1 月 1 日となっているが、9 年 8 月 1 日から同社に勤務しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社より提出された在籍証明書から、申立人は申立期間も同社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人は、「申立期間については、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。会社が申立期間に係る保険料をさかのぼって納付することが可能であるなら、厚生年金保険の資格取得日を平成 9 年 8 月 1 日に訂正してほしい。」旨陳述している。

一方、B社は、「当時の人事・給与関係資料が残っていないため、申立期間について、申立人の給与から保険料を控除していたどうかは不明であるが、当社が申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届の提出を失念していたものと考えられる。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月 21 日から 49 年 10 月 21 日まで

私は、昭和 48 年 5 月から 49 年 10 月 20 日まで A 社に勤務していた。退職時期については、息子を出産する直前であったので、はっきりと覚えている。申立期間について、同社に勤務していたことに間違いはないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保有する社員名簿及び同僚の陳述から判断して、申立人は申立期間も同社に在籍していたことが推定できる。

しかし、A 社は、「申立人は、当社に在職中は日給制の事務職であり、一般従業員の 4 分の 3 以上の勤務時間数がなかったこと、及び申立人の社員名簿に厚生年金保険の手帳記号番号が記載されていないことから、申立期間については、社会保険に加入していなかったものと考えられる。ただし、申立期間前に当社において厚生年金保険の被保険者記録がある理由については、当時の関係資料が残っていないため不明である。」と陳述している。

また、申立人の前後に係る国民年金手帳記号番号において、国民年金に任意加入している者のオンライン記録から判断すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 3 月 25 日又は翌 26 日に払い出されていることが推定でき、当該払出日以降に、申立期間の始期である 48 年 10 月にさかのぼって国民年金保険料が納付されていることから、申立人は当該払出日時点において、同年 10 月以降は厚生年金保険に加入していないと認識していたものと考えられ、国民年金の加入手続を行った B 市も、「申立期間当時は、国民年金の加入手続の際には、厚生年金保険の資格を喪失していることを確認していた。」と陳述している。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 12 月 21 日から 8 年 4 月 26 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は経営が不安定な時期の同社で残務整理のために勤務し、給与計算事務を担当しており、給与から保険料を控除されていたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間もA社で継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は平成6年12月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立期間当時、取締役であった元上司は「適用事業所に該当しなくなった後は、給与から厚生年金保険料を控除していない。」と陳述している。

さらに、申立人が申立期間と一緒に勤務していたとする同僚3人のうちの1人は、「申立期間は、給与から厚生年金保険料は引かれていなかった。そのことは、給与事務を担当していた申立人が知っているはずだ。」と陳述しているところ、同氏を含めた同僚の3人は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成6年12月21日に被保険者資格を喪失した後、同年12月から国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

加えて、申立人は、平成6年12月21日に国民年金の被保険者資格を取得し、申立期間のうち7年4月から8年3月までの期間は国民年金保険料を前納しており、同年4月は申請免除を受けていることがオンライン記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 2 日から 6 年 8 月 3 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。しかし、同社にはB支店で勤務し、1年後に支店長となった。

給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる通帳もあるため、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人名義の預金通帳における給与の口座振り込み記録及び元事業主の陳述から判断すると、申立人は、申立期間にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、元事業主は、「厚生年金保険の加入については区々^{まちまち}にしており、入社時から従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった。従業員の希望を聞いたり、C職には試用期間を設けていた。」と陳述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録のある28人のうち、住所が判明した20人に対し照会したところ、8人の回答を得ることができ、聴取することができた元従業員の1人は、「私は、入社後厚生年金保険に加入するように言われたが、手取額が多い方がよかったため加入を断った。その後、長く勤務しそうだったので、6か月後に厚生年金保険に加入した。」と陳述しており、さらに、別の元同僚は、「試用期間があったと思う。厚生年金保険等の加入について会社に聞くと、数か月後に健康保険被保険者証を渡された。」と陳述しているところ、前述の回答を得ることができた申立人と同じ職種の4人は、自身の記憶している入社時期の3か月か

ら 15 か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では申立期間当時、必ずしも採用後すぐには従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、上述の同職種の元同僚 4 人のうちの 1 人は、申立人を記憶しているものの、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる陳述を得ることができなかった。

また、A社の元事業主及び元役員は、申立期間当時の資料は無く、申立人に係る厚生年金保険料の控除については不明であるとしている。

なお、申立人が提出した預金通帳には、申立期間を含む平成 5 年 10 月 25 日から 6 年 10 月 25 日までの期間において、A社から申立人に振り込まれた給与と考えられる金額の記録があることが確認できるものの、当該振込額から保険料控除をうかがわせる状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 1 日から 63 年 4 年 1 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。しかし、申立期間は、同社に在籍しながら叔父(代表取締役)の紹介で、B業務全般の研修のため、C社に勤務した。申立期間当時の給与は15万円で、両社から折半で支給された。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主及びC社の複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人が申立期間にA社に在籍しながらC社において研修を受けていたことが推認できる。

しかし、A社の申立期間当時の経理担当者は、「申立人がC社に行っていた申立期間は、両社で給与を折半しており、当社負担分の給与からは厚生年金保険料を控除していなかったはずである。」と陳述している。

また、C社では、「申立人は、当社で研修していたと思われるが、社員という待遇ではなかったため、申立人に関する書類は残っていない。申立人を当社で受け入れたのは、D業界の関係会社から頼まれたためで、2年間の約束で受け入れ、その間の給与は、労務の対価として支給していたものではないので、当社においても厚生年金保険には加入しなかったはずである。」と回答している。

さらに、前述のA社の経理担当者は、厚生年金保険法施行規則第1条に規定する「健康保険厚生年金保険被保険者所属選択二以上事業所勤務届」を管轄社会保険事務所に提出していなかったと陳述している。

加えて、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時被保険者記録がある元従業員のうち、所在が判明した7人に対し、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について照会したところ、3人から回答があったが、いずれの者からも申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることはできなかった。

また、A社の元事業主は、人事記録及び給与に関する書類は保管しておらず、保険料控除については不明であると陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 5 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が記憶しているA社の所在地及び当該事業所において従事した業務の具体的な陳述内容から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間当時、社会保険事務所への届出業務に従事していた元従業員は、「従業員を採用した際、厚生年金保険の加入手続も同時に行っていた。本採用の人で厚生年金保険の加入漏れは無かったし、加入しなかったことで苦情を言われたことも無い。」と陳述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が自身の入社日であったと陳述している昭和 42 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得している元従業員 90 人のうち、住所が判明した 70 人に照会したところ、回答のあった 31 人は、いずれも申立人を記憶しておらず、そのうちの 1 人は、「私は、8 か月しか勤務していないが、それでも入社日から退職日まで厚生年金保険に加入している。本採用であれば、会社はきちんと手続をしているはずであるが、加入記録が無いのは、申立人が本採用でなかったからではないか。」と陳述しており、別の 1 人は、申立人が夜勤もあったとしていることについて、「正規採用の社員に夜勤は無かった。申立人は、請負等の別の雇用形態だった可能性もある。」と陳述しているところ、申立期間当時、総務課に勤務してい

た元従業員は、「B本社には、別棟があり、請負業者もたくさん入っていた。」と陳述している。

さらに、A社は、昭和49年3月31日に解散しており、申立期間当時の事業主及びほかの役員は、死亡又は所在が不明であるため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除等の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 12 月 29 日から 45 年 7 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に、厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、父が経営するA社及びB社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から判断して、時期及び事業所は特定できないものの、申立人が事業主としてA社又はB社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和36年5月1日、適用事業所でなくなったのは38年8月1日であり、また、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年12月1日、適用事業所ではなくなったのは45年5月9日であることが確認できることから、申立期間のうち、35年12月29日から36年5月1日までの期間、38年8月1日から同年12月1日までの期間及び45年5月9日から同年7月1日までの期間は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が事業主となっている記載が認められ、また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和43年4月1日付けで申立人に事業主が変更されていることが確認できる（当初の事業主は申立人の父親であった。）、個人事業所の事業主は、制度上厚生年金保険に加入することができない。

加えて、申立人は、事業主ではなく従業員として勤務していたと陳述しているが、元従業員の二人は「申立人は事業主であり、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況等を知りうる立場及び状態にあった。」と陳述している。

また、A社及びB社に係る上述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、申立期間当時、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 5 月 2 日から 25 年 3 月 1 日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、幼い子供が二人いる時期であり、また、第三子が昭和 25 年*月*日に生まれていることから、この家族状況で 10 か月間も無職であったとは考えられないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断して、申立人が、申立期間内の昭和 24 年 12 月ごろからA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる 12 人の元従業員のうち、所在が判明した 1 人に照会したところ、「私は、C社出身の知人から誘われて、昭和 24 年 7 月 19 日に一緒にA社に入社したが、入社後すぐには厚生年金保険に加入しなかった。」と陳述しているところ、同社に係る上述の被保険者名簿を見ると、兩人共に入社日から 3 か月後の同年 10 月 1 日に資格を取得していることが認められる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 23 年 11 月 1 日であるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同年 11 月 1 日付け資格取得者 6 人、24 年 1 月 1 日付け資格取得者 1 人、同年 10 月 1 日付け資格取得者 5 人、25 年 3 月 1 日付け資格取得者 8 人、同年 6 月 1

日付け資格取得者7人の記録が確認できるが、これらの資格取得日以外に資格を取得している者は見当たらないことから、同社では、申立期間当時、採用した者をその都度厚生年金保険に加入させていたのではなく、特定の月における初日（1日）にまとめて加入させていたことがうかがえる。

さらに、B社は、申立期間当時の資料を保管していないため、申立人のA社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等は確認できないと回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、申立人も既に死亡しているため、申立期間当時の状況を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月から34年5月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、A社B支社に入社し、C業務に従事していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立期間に申立人がA社B支社で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は昭和29年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち同日以降は適用事業所ではない。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、同社B支社長であった者が設立した同名称のD社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録がある元従業員25人のうち、回答のあった2人は、自身の記憶している入社時期から5か月から10か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、上述の被保険者名簿によると、A社B支社で勤務した従業員は、昭和26年11月1日付けで4人、27年12月1日付けで6人が被保険者資格を取得しているところ、申立人及び複数の従業員は同社B支社における従業員数を7人から8人と陳述していること、及びそのうちの1人の陳述によると、複数の従業員は被保険者資格の取得日よりも以前に入社したと考えられることか

ら、同社では、同社B支社に入社した従業員については、入社後すぐに厚生年金保険に加入させるのではなく、一定期間経過後、特定日にまとめて加入させていたことが推認される。

また、オンライン記録において申立人の生年月日違いの記録がないか確認したが、申立人に該当する記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 12 月から 33 年 6 月 30 日まで

私は、昭和 32 年 8 月から入院加療していたが、退院直後の同年 12 月から A 社に勤務し、B 業務に従事していたのに、厚生年金保険の加入記録が 33 年 6 月 30 日から同年 7 月 30 日までしかないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、入院加療を終えた昭和 32 年 12 月に A 社に入社し、33 年 7 月 29 日まで B 業務従事者として勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないとしているところ、同社は同年 9 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人が同職種の同僚として名前を挙げた同僚は、A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において被保険者記録が確認できるところ、「申立人も私も B 業務従事者で、他社で一緒に勤務した記憶は有るものの、A 社で一緒に勤務した記憶は無い。」と陳述している。

さらに、上記被保険者名簿に記載のある 114 人のうち、申立期間に加入記録が有り所在の判明した同僚 26 人に照会し、13 人から回答を得たところ、そのうちの 1 人は、「私は申立人と小学校の同級生であるが、他社で一緒に勤務した記憶は有るが、A 社で一緒に勤務した記憶は無い。」と陳述しており、それ以外の者からも申立人の申立期間における A 社での勤務及び厚生年金保険料控除に係る記憶の有る者はいなかった。

加えて、申立人が、A 社の事業主として名前を挙げた者について、同社の商業登記簿を確認したところ、代表取締役ではなく、取締役としてその名前が確

認できる。そこで、当該取締役に照会したところ、「申立人とは顔見知りではあるが、A社に勤務していたとの記憶は無い。」としている。

なお、当該取締役は、自身が事業主として経営していた事業所（「C事業所」及び「D事業所」）が有ったとしているところ、申立人は当該両事業所に係る記憶は無いとしているものの、念のため、当該両事業所における加入状況も調査したところ、C事業所はオンライン記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、D事業所が適用事業所となったのは、昭和34年1月7日であり、申立期間は適用事業所となっていない期間に当たる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を見ると、申立人の申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に遡^{そきゅう}及訂正等の不自然な点もうかがえない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は見当たらなかった。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7674

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月11日から37年5月1日まで
夫は、昭和23年10月20日から37年5月1日までA社（現在は、B社）に勤務した。しかし、社会保険庁（当時）の記録によると、厚生年金保険の被保険者期間が30年11月11日までとされている。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。
(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和23年10月20日にA社に入社し、37年5月1日まで勤務していたと申し立てているところ、オンライン記録によると、同社における被保険者記録は23年10月20日から30年11月11日までとなっている。

しかし、B社は、「昭和33年より前の記録は保存しておらず、同年から39年の人事記録に申立人の名前は無く、また、37年の退職記録に申立人の名前は見当たらず、申立人の記録を確認することができない。」旨を陳述しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間当時に被保険者記録の有る同僚40人のうち、所在の判明した15人全員に照会し回答を得られた同僚からは、「申立人は私の上司だった。しかし、申立人は昭和30年又は31年には退職した。」と陳述している。

さらに、申立期間中にA社に入社し、被保険者資格を取得している7人はいずれも申立人を記憶していないとしていることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月 2 日から 61 年 4 月 21 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和 60 年 5 月 2 日に入社したので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の陳述から、入社時期は特定できないものの、申立人は、同社で厚生年金保険被保険者資格を取得する前から勤務していたことが推定される。

しかし、上記同僚は、「昭和 60 年に私がアルバイトとして入社した後に、申立人もアルバイトとして入社し、翌年の同時期にそろって正社員となった。正社員となってから厚生年金保険に加入し、保険料控除が始まった。」と陳述している。

また、別の複数の同僚は、「厚生年金保険に加入していたのは、正社員のみであった。」と陳述している。

さらに、A社は、「申立期間当時の女性従業員は、短期間での退職が多かったことから、アルバイトとして採用し、約 1 年後に正社員として登用していた。また、厚生年金保険に加入していない者の給与から厚生年金保険料を控除することは考えられない。」と回答している。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申

立人には明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7676（事案 3625 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 11 月 30 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の記録が無いとの回答であったため、年金記録確認第三者委員会へ年金記録確認の申立てを行ったが認められなかった。

この度、元夫で、事業主の実子であった者から、事業主が私の給与から控除した厚生年金保険料を申立事業所の運転資金及びギャンブルに流用していた旨の陳述が得られ、新たな事情として再申立てを行うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、勤務開始から退職までの経緯を明確に記憶していること及び複数の従業員の陳述から、申立期間当時、申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、i) A社B本社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の記録に不自然な点は見られないこと、ii) A社のC県下の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無いこと、iii) 申立人の各種読み方による氏名検索を行ったが、申立人の該当する記録は無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 7 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、厚生年金保険料が控除されていたことを示す新たな事情として、「事業主が、申立人の給与から控除した厚生年金保険料を社会保険事務所に納付せず、A社の運転資金及びギャンブル代に充てていたとの陳述を、事業主の実子で自身の元夫から得た。」としている。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において申立期間当時に被保険者記録の有る同僚 24 人を抽出し、連絡先が判明した 6 人から陳述が得られたものの、元夫の陳述内容を肯定する者はおらず、いずれの者も申立期間当時において、自身の厚生年金保険加入記録に空白等不自然な点も生じていないとしており、また、事業主と一緒に資金繰りを担当していたとする同僚からは、「事業主が控除した厚生年金保険料を流用していたはずはなく、ギャンブル等をするような人でもなく信じ難い。」旨の回答が得られた。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、元夫の陳述内容は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7677

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月 1 日から 39 年 8 月 7 日まで
② 昭和 39 年 8 月 16 日から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 9 月 1 日から 44 年 4 月 16 日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、私がA社、B社C支店及び同社D支店に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとされている。

しかし、私は、脱退手当金を受給しておらず、請求したことも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求したことも無いとしている。

しかし、申立人が申立期間に勤務した最終事業所であるB社D支店に係る厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険番号1番から216番までの被保険者のうち、申立人と同一時期（おおむね3年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した女性46人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は38人であり、その全員が資格喪失後約8か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、B社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されているほか、同表示の横に「44.11.24」との記載が確認できるところ、申立人の脱退手当金が昭和44年12月20日に支給決定されていることを踏まえると、同表示は同年11月を意味すると考えられ、脱退手当金に係る事務処理の際に記載されたものとするのが自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7678 (事案 5621 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 2 月 1 日から 49 年 9 月 20 日まで
② 昭和 50 年 7 月 22 日から 51 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 55 年 10 月から平成 5 年 11 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

そこで、申立期間について、年金記録確認第三者委員会へ加入記録の訂正を申し立てたが、当該期間の厚生年金保険料控除を確認できないなどとして、申立ては認められなかった。

しかし、申立期間①については、A社から給料をもらい、同社の専務取締役を務めており、また、申立期間②及び③については、自身のB社における勤務について陳述できる者の氏名を提示するので、再度申立てを行う。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社は、i) オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いこと、ii) 同社は既に解散し、元役員も所在不明であるため、同社等から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できないこと、iii) 申立人は、昭和 47 年 9 月 1 日から 49 年 9 月 20 日までの期間に係る国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、また、申立期間②及び③については、i) B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち所在が判明し聴取することができた者は、いずれも、「申立人を知らない。」と陳述していること、ii) 申立期間②及び③のいずれにおいても雇用保険加入記録は見当たらないこと、iii) 同社の事業を継承するC社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、

同社から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 2 月 19 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間①について、今回、申立人は、A社から給料をもらい、同社の専務取締役を務めていたことからみて、申立期間に同社で厚生年金保険に加入していたはずであると主張している。

しかし、今回、申立人から、申立てに係る事実を確認できる新たな事情等は示されなかったほか、A社に係る商業登記簿謄本において、同社の代表取締役であった者の厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、今回、申立人は、自身のB社における勤務を陳述できる知人 10 人の氏名を挙げている。

当該 10 人のうち死亡又は所在不明である者を除く 3 人は、いずれもB社の従業員ではなかったが、このうち 2 人は、「申立人は、B社で勤務していた。」と陳述していることから、時期は特定できないものの、申立人が同社で勤務したことが推認できる。

しかし、当該二人の知人は、B社の従業員ではないため、これらの者から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 3 月から 6 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、平成 5 年 3 月から勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が平成 5 年 7 月から A 社で勤務したことが確認できる。

しかし、A 社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

また、事業主は、「申立期間当時、当社の経営状況が大変厳しく、申立人の採用に当たっては、半年を超える試用期間を設けたと記憶しており、試用期間中は厚生年金保険料を控除していない。」と陳述している。

さらに、申立人が自身よりも数年早く A 社に入社したとする同僚は、雇用保険被保険者資格の取得日が、申立人と同一日の平成 5 年 7 月 1 日であるほか、厚生年金保険被保険者資格の取得日も、申立人と同一日の 6 年 7 月 1 日であることが確認できることから、申立期間当時、同社では、必ずしも従業員を採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月から35年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和33年4月から35年3月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がA社で勤務したことが推認できる。

しかし、申立人が記憶する同僚11人のうち3人は、A社において厚生年金保険被保険者としての記録は見当たらない。

また、元事業主及び上記の同僚は、「申立期間当時におけるA社の従業員数は、約20人であった。」と陳述しているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる当該期間の被保険者数は、9人から12人で推移していることから、当時、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社の事業を継承するB社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、同社から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 11 日から同年 10 月 11 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 45 年 10 月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が記憶する同僚に照会を行ったものの、同人は申立人を記憶しておらず、また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員 31 人のうち所在が判明し聴取することができた 21 人中 3 人は、申立人を記憶していたが、いずれも申立人が同社を退職した時期を記憶していない。

さらに、上記の聴取することができた元従業員 21 人のうち申立期間内に資格を取得している 11 人は、いずれも申立人を知らないと陳述しているため、同僚等から、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

加えて、A社は、平成 20 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、同社等から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、上記の被保険者名簿を見ると、申立人の昭和 45 年 1 月 11 日付けの資格の喪失に併せて健康保険被保険者証が返納されたことを示す「証返」の印が押されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月から 52 年 7 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 47 年 5 月から勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び元事業主の陳述から、申立人が申立期間の一部において、A社で勤務したことが認められる。

しかし、A社は、平成 12 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、申立期間当時の資料を保管していないため、同社等から、申立人の申立期間における保険料控除の状況等を確認できない。

また、A社が加入していたB厚生年金基金における申立人の資格取得日は、昭和 52 年 7 月 1 日（資格喪失日は、昭和 58 年 4 月 24 日）であり、厚生年金保険の記録と一致する。

さらに、雇用保険の加入記録が確認できる同僚二人は、雇用保険の資格取得日から約 3 か月後に厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、申立期間当時、A社では、必ずしも従業員を雇用保険と厚生年金保険に同時に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。